

平成24年12月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

平成24年12月5日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		一般質問	
第 2	認 第12号	専決処分の承認を求めることについて（平成24年度大竹市一般会計補正予算（第3号））	即 決 （一 括） 総務文教付託 総務文教付託 生活環境付託
第 3	議案第61号	大竹市事務分掌条例の制定について	
第 4	議案第72号	平成24年度大竹市一般会計補正予算（第4号）	
第 5	議案第73号	平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
第 6	議案第59号	公平委員会委員の選任の同意について	
第 7	議案第60号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決 総務文教付託
第 8	議案第69号	一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	
第 9	議案第62号	大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	生活環境付託 （一 括） 生活環境付託
第10	議案第63号	大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例の制定について	
第11	議案第64号	大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について	
第12	議案第65号	大竹市給食センター設置条例の制定について	総務文教付託
第13	議案第66号	大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について	生活環境付託 生活環境付託
第14	議案第67号	大竹市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について	
第15	議案第71号	大竹市水道条例の一部改正について	生活環境付託
第16	議案第74号	平成24年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）	生活環境付託 （一 括） 生活環境付託
第17	議案第75号	平成24年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）	
第18	議案第76号	平成24年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	
第19	議案第68号	大竹市の事務所の位置を変更する条例等の一部改正について	総務文教付託
第20	議案第70号	大竹市暴力団排除条例の一部改正について	生活環境付託
第21	議案第77号	大竹市議会会議規則の一部改正について	即 決

+

第22	議案第78号	大竹市議会委員会条例の一部改正について	┌ (一 括) └ 即 決
第23	平成24年陳情第4号	大竹市総合福祉センター駐車場の確保についての陳情	
第24	平成24年陳情第5号	シルバー人材センター事務局体制の強化に伴う運営補助金の確保及び公共事業の発注による就業機会拡大についての陳情	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 認 第12号から日程第 5 議案第73号 (説明・表決・付託)
- 日程第 6 議案第59号から日程第 8 議案第69号 (説明・表決・付託)
- 日程第 9 議案第62号から日程第11 議案第64号 (説明・付託)
- 日程第12 議案第65号 (説明・付託)
- 日程第13 議案第66号から日程第18 議案第76号 (説明・付託)
- 日程第19 議案第68号 (説明・付託)
- 日程第20 議案第70号 (説明・付託)
- 日程第21 議案第77号から日程第22 議案第78号 (説明・表決)
- 日程第23 平成24年陳情第4号 (付託)
- 日程第24 平成24年陳情第5号 (付託)

+

+

○出席議員 (16人)

1番	西川健三	2番	大井 涉
3番	網谷芳孝	4番	藤井 馨
5番	乃美晴一	6番	児玉朋也
7番	北林 隆	8番	山崎年一
9番	細川雅子	10番	日城 究
11番	上野克己	12番	寺岡公章
13番	原田 博	14番	二階堂 博
15番	田中実穂	16番	山本孝三

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	大原 豊
教	育 長	西尾裕次
総	務 企 画 部 長	太田勲男
市	民 生 活 部 長 兼	塩田小百合
福	祉 事 務 所 長	
都	市 環 境 部 長	長谷川寿男
上	下 水 道 局 長	北地 範久

消 防 長
総務課長兼任選挙
管理委員会事務局長
総務課危機管理監
企画財政課長
地域振興課長兼任
農業委員会事務局長
福祉課長
市民課長
監理課長
土木課長
環境整備課長
上下水道局業務課長
上下水道局工務課長
総務学事課長

賀屋幸治
西岡靖
平池泰憲
政岡修
中川英也
米中和成
香川晶則
青森浩
平田安希雄
野田英之
重本隆男
稲田正文
小西啓二

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

正木丈治
三浦暁雄

+

10時00分 開議

○議長（西川健三） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、10番、日域 究議員、11番、上野克己議員を指名いたします。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（西川健三） 日程第1、一般質問を行います。

12月4日の一般質問を継続いたします。

9番、細川雅子議員。

〔9番 細川雅子議員 登壇〕

○9番（細川雅子） おはようございます。9番、市民ネットの細川雅子です。通告に基づいて、市民自治のまちづくりにおける市民説明会についてを質問いたします。

昨日の一般質問において、同じ会派の代表質問もございました。できるだけ内容が重複しないよう組み立ててはまいりましたが、檀上の質問については既に準備しておりましたので、重なる部分はお許しいただき御答弁もよろしく願いいたします。

市長は、就任当初から、「市民を大切に」との基本姿勢を持ち、予算編成においても「みんなのまちへの市民自治づくり」を大事な柱にされてきました。私自身も、政策立案段階から市民の合意形成を丁寧に進めることが、市民自治のまちづくりと見え、市民不在の施策にならないよう何度か一般質問でも取り上げさせていただいております。自治とは、言うまでもなくみずから治めること。自分のことは自分で責任を持って判断処理することでしょう。もし、自分たちのことが自分たちが知らないところで決まってしまうのであれば、市民は疎外感を持ち、みんなのまちづくりはできません。

先般、玖波地域の皆様の御意見を聞く機会があり、参加された方々から、「住民に関係深いことを、政策決定してから報告するやり方はしないでほしい」との御意見を数多くいただきました。合意形成のあり方について、市長の思いと市民の思いとの間に乖離が生じているのではないかとの問題意識から、本テーマでの質問といたしました。

まず最初に、具体的に、1番、ごみ処理手数料の有料化について、2番、玖波小学校の耐震化と玖波中学校の適正配置について、3番、玖波駅西口開発について、合意形成をどのような手法でされてきたか、もしくはされるおつもりかをお尋ねし、市民自治のまちづくりにおける合意形成のあり方について、市長のお考えを確認してまいりたいと思います。

まず最初に、ごみ処理手数料の有料化についてです。この事業は、今議会に提案される予定になっておりまして、提案内容に踏み込むものではございません。提案前に行われた生活環境委員協議会での説明で、事業の目的は広く市民に御負担をお願いすることにより、市民一人一人のごみ減量への行動をお願いするものと聞いたところです。そうであればこそ、より丁寧に合意形成を進めることが必要ではないでしょうか。平成19年度に策定された一般廃棄物処理基本計画において、平成24年度からの有料化の試験実施がスケジュールに載っていることが免罪符になろうはずがありません。市民の合意形成については、どのように進められてきたかを御説明願います。

次に、玖波小学校の耐震化と玖波中学校の統廃合についてです。教育委員会が策定した大竹市立小中一貫校に関する基本方針では、大竹市の目指す一貫教育において、学校・保護者・地域社会のつながりが深まり、情報の共有化や見守りの広がりにより、事故や事件の防止につながり、より安全な学校生活となると書いてあります。言いかえれば、小中一貫教育では、地域の教育と理解と協力が、今まで以上に大切になってくるということでしょう。

今年度、玖波地域では、玖波スクラムとの名称で、地域と学校が連携をしながら子供の成長を見守る活動をしておられるようです。子供たちも、地域の行事や事業に積極的に参加してくれて、文字どおり大人と子供、学校と地域がスクラムを組みながらの活動をしておられます。

現在、大竹市教育委員会では、玖波小学校の耐震化と玖波中学校の統廃合について協議されているようです。もし、学校の位置が変わったりもしくは廃校になるようでしたら、地域のまちづくりのみならず玖波スクラムに見られるような地域の学校教育への取り組みの環境に大きな影響が出るでしょう。今年度中に方向性を出す予定と聞いていますが、教育委員会は、地域の理解を得るためにどのような考え方で進めておられますでしょうか、お尋ねいたします。

次に、玖波駅西口整備についてです。平成26年度中には、供用開始が予定されているように聞いているJR玖波駅西口ですが、駅の詳細設計は、来年度の予定になると聞いています。JRの玖波駅、大竹駅のバリアフリー化は、両駅の利用者含め多くの方から要望が出ています。平成20年には私が一般質問で、また平成22年には玖波在住の同僚議員が一般質問において、エレベーターも含めた玖波駅のバリアフリー化や周辺整備の必要性を訴えているところです。このときの市長の御答弁では、「玖波駅もバリアフリー化の対象ではあるが、JR西日本の整備の優先順位としては、5,000人以上の利用がある駅が先になっていて、財源の問題もあり、このたびの西口整備については、簡易的なバリアフリーとしての整備になる」というものでした。

私自身も、玖波駅については、エレベーターが無理であっても、そのほかの設計については当然、バリアフリー仕様になると考えておりました。ですから、障害のある方から、「玖波駅西口がせっかくできるのなら、ぜひ我々障害者の声を設計に反映してほしい」と言われ、思い込み行政ではいけないと、遅まきながら気づいた次第です。駅利用者を含めて、障害がある方々の御意見を玖波駅西口の設計に反映できる方策はないでしょうか。

さらに、玖波駅西口の周辺にお住まいの方々からすると、西口ができるのは歓迎する半面、工事車両や騒音、駅供用開始後の車の交通など、気にかかることも数多くあります。

「工事の詳細が決まる前に、事前説明を求める」という声も、私のところに届いております。市長のお考えをお伺いいたします。

以上、3つの事業についてお尋ねしましたが、まとめとして本市の市民自治のまちづくりにおける市民の合意形成について、課題なりお考えがあればお尋ねいたします。以上、壇上での質問を終わります。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 施策を実施するに当たりまして、急に市民との合意形成を図るのではなく、日ごろの業務の中で機会を積極的に捉え市民の皆さんの声をしっかり聞き、信頼関係を築いておけ、また、そのことが大変重要だというふうに改めて感じさせていただきました。ありがとうございます。市民みずからが、まちづくりを自分のこととして捉え、考え、行動してくださる市民自治のまちづくり、議員の皆様と一緒に進んでまいりたいというふうに思います。御質問ありがとうございます。

それでは、細川議員の御質問にお答えします。市民自治のまちづくりにおける市民説明会についての御質問でございますが、まずは、それぞれの経過・状況につきまして御説明申し上げます。2点目の玖波小学校・中学校の経過・状況につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

1点目のごみの有料化についてでございますが、これまでの答弁と重複いたしますが御説明させていただきます。ごみ減量のための手段として、ごみ処理手数料を導入することにつきましては、平成19年の大竹市廃棄物減量等推進審議会の答申の中で、「ごみの減量化に向けた取り組みを実施し、その上で有料化を検討する。有料化を導入するとすれば、全てのごみを対象にするのか、どういう方法で有料化するのか、審議会において検討する」とあります。この答申を受けて策定した一般廃棄物処理基本計画に、行政が実施する取り組みのスケジュールとして、ごみ処理手数料の有料化についても掲載しております。これまで、生ごみ堆肥化の推進、マイバッグ運動の実施、大竹市公衆衛生推進協議会との連携、ごみの分別冊子の作成、集団回収システムの再構築などは進んでまいりましたが、基本計画の全ての取り組みが達成できたわけではございません。今後のごみ減量とリサイクルの推進に向けて、基本計画において未達成だった取り組みには、拠点回収の充実、剪定ごみのリサイクル、粗大ごみ再生施設の整備など、そしてごみ処理手数料の導入でございます。これらの未達成の取り組みは、いずれもかなりの経費がかかることから、これまでの4年間の進捗状況を踏まえ、ごみ減量の事業の取り組みのためにもごみ処理手数料に関する導入について、制度の可否やその負担の程度について審議会において審議をお願いしたものでございます。

今回のごみ処理手数料の導入に関しましては、市民の御意見を定量的に把握できるということから、無作為抽出による市民アンケートを実施させていただきました。同様の市民アンケートを平成19年にも実施していることから、同じ設問による比較も行っております。

この市民アンケートの結果は、審議会に報告していますが、審議いただいた結果のうちごみ処理手数料を導入するごみの種類や手数料の額にアンケートの内容が反映されております。審議会の答申内容や市民アンケート結果につきましては、生活環境委員協議会で議員の皆様、市広報を通じて市民の皆様にご報告させていただいております。

また、この答申を受けて、市が施策を実施するための実施計画案を、生活環境委員協議会にてお示しをさせていただいた上で、今回、条例改正案を提出させていただいているところでございます。ごみ処理手数料の導入によって、ごみ減量とリサイクルに関する施策を大きく前進させるためにも、議会に御判断いただきましたら、実際に市民の皆様に取り組んでいただけますように、実施までの間に、各地区で実施計画の内容の説明会を実施する予定でございます。

次に、3点目の玖波駅西口の設計についてでございますが、玖波駅西口整備計画は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準や公共交通移動等円滑化基準のほか、整備ガイドラインに準じて施設設計を行い、高齢者や障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図ってまいります。

なお、計画に当たって、障害者等の御意見を設計に反映することにつきましては、障害のある方の障害の程度や状況により、それぞれ御意見の相違が予想されるため、基本的にはこれらの諸基準やガイドラインに準じて設計を行う考えでございますが、基準やガイドラインに示されていない細部の使用決定に当たりましては、障害者団体と代表者の方々の御意見を伺う機会があれば情報提供をいただき、この計画に反映できる意見等につきましては、参考にしながら設計を進め、よりよい施設整備となるよう努めてまいります。御提案、ありがとうございます。市民の皆様との合意形成の進め方は、非常に難しい問題でございます。市民の皆様には、それぞれのお立場や考え方があり、100%の合意はあり得ない中、できるだけ多くの皆様の御理解をいただきながら行政を運営していくことが大事であると考えております。そして、合意形成について、いつも頭を悩み続けているような次第でございます。

そのためには、市民の代表として御判断いただく役割を担われていらっしゃる議会の場での合意形成を前提として、各地区や各種団体の代表との協議、各地区での説明会などのほか、アンケート調査、パブリックコメント、メール、提言などで意見を伺っておりますが、やはり各地区でまちづくりを担っていただいております自治会の皆様にご期待申し上げているところは大きくなってまいります。また、周知方法としては、各地区での説明会、市広報、市ホームページ、ケーブルテレビなどがございます。自分たちのまちは自分たちでつくるという気概を持っていただいている市民の皆様の御意見を十分に反映したいという気持ちから、計画や方針を決定する過程の中で、合意形成にはどのような手法が最善かを常に検討し、進めてまいりたいと考えております。今後も、市民の皆様には、丁寧な説明を心がけてまいります。御指摘、大変ありがとうございます。

以上で、細川議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 教育長。

〔教育長 西尾裕次 登壇〕

○教育長（西尾裕次） それでは、細川議員の第2点目の御質問にお答えいたします。

市民自治のまちづくりにおける市民の合意形成に向けての実際と課題についての御質問ですが、私からは、玖波小学校、玖波中学校の施設整備に関連して、現在、教育委員会で進めております協議の経過及び状況についてお答えいたします。

本年、3月の議会におきまして、玖波小学校の耐震化の方針を、今年度中には策定したいとお答えをさせていただきました。具体的な検討案として、次の3つの案を提示させていただいております。

1つ目の案として、現在地において既設校舎の耐震補強、または改築をすること。2つ目の案として、小方中学校に玖波中学校を統合し、玖波小学校を玖波中学校に移転すること。3つ目の案として、玖波中学校へ玖波小学校を統合移転し、小中一貫教育を実施することでございます。提示した3つの案は、いずれも、これまでに市あるいは教育委員会として市民の皆様にお示してきたものを基本とした提案でございます。

1案の現在地での耐震補強等を行う案は、平成20年に、今後10年間の小中学校の改築・改修計画として、2案の玖波中学校の統合案は、平成14年の大竹市小・中学校充実のための基本方針において、将来、生徒数が減少した場合の計画案として、また3案の小中一貫校とする案は、平成22年の大竹市立小中一貫校に関する基本方針として、それぞれ保護者、市民の皆様にもお示した提案でございます。

現在も、教育委員会において議論を重ねておりますけれども、取りまとめには至っておりません。今後、保護者へのアンケート調査も実施しながら、提示した3案に固執することなく議論を重ね、方向性がまとまりましたら、市議会に報告したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上で、細川議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（西川健三） 細川議員。

○9番（細川雅子） ごみ処理手数料有料化と玖波駅西口整備について、玖波小学校の耐震化についてなど、それぞれ個別に丁寧に御答弁ありがとうございます。

玖波駅西口につきましては、ガイドラインについては沿ってやる。それ以外の部分については、ぜひ情報提供していただければ意見を聞きたいという御答弁だったと思います。できれば、こちらから情報提供したからということではなくて、今後、玖波駅だけではなく大竹駅の東口に関してもそうでございますし、それ以外の例えば、これから公共施設の建てかえとかいうことが生じたときには、ふだんから使いにくい思いをしてらっしゃる方に思いを寄せて、こちらのほうから意見を吸い上げるような、意見をいただくようなそういった制度をつくっていただきたいなと思っております。

健常者の方々の想像と、ふだんから不便な思いをしておられる方の感じるところというのはやっぱり違いものがございますし、今設計には役に立たなくても、聞くことによって次の設計に、私たちがそれを頭に入れて反映していくということができると思っておりますので、ぜひ現場の方の意見を、今後とも大事にさせていただきたいと思っております。

学校の方向性についてですが、ちょっと以前の考え方と少し市民の説明に関しては、私

の感触としたら後退しているのではないかと。方向性が決まったら議会に報告したいという今の御答弁でございましたが、平成14年に小学校の適正配置についての方針を出したときには、私の記憶では審議会が方針を出したときに1回、PTA全部、全学校に説明しておられます。教育委員会が方針を出す前にだったと、ちょっと記憶がはっきりしておりませんが、「答申が出ました」ということで、1回、回っておられて、その後にも、教育委員会が適正配置についての方針を出された後に、また回っておられる。その上に、さらに地域の皆様に対しては、御説明に行かれていて地域の合意の上に方向性を出して進めているというふうな印象を持っているんですけれども。小学校の耐震化については、大変、心配がありますので早くしてほしいという思いはあるものの、だからといってこのような大きな問題を、住民の方に決まってからお知らせするというのは、今までの教育委員会の考え方からすると、いかがなものかなというふうに思うんですけれども、何か考え方が変わったところがあるのなら教えてください。

ただいまの教育長の御答弁だと、一貫して、このところ市長がおっしゃっていらっしゃる「議会を大事に」といった「市民の代表である議会の合意形成とその決定を大事にしていきたい」といった思いにあふれた御答弁だったとは思いますが、それぞれ市長は、現在、執行機関としての役割で、議会は議決機関、意思決定機関としての役割がありますので、それぞれの役割をしっかりと果たすべきだといった考え方は正しいと思いますし、それぞれの役割を果たしていくべく制度をしっかりとしていかなければいけないと思うんですけれども、ただ、直接民主主義、今、私たちは、代表制民主主義をとっておりますが、それは直接民主主義を基本にした、その上に乗った代表制民主主義だと私は思っております。ここについて、ちょっと考え方を少し述べさせていただきたいなと思います。

市長というのは、私たちとは違う選挙で選ばれた市民の代表でございます。ですから、市長が説明する相手というのは、やっぱり議会も、もちろんですが、議会だけではないと思います。自分を選んでくださった市民に対する説明、それはもちろん生じていると思います。よく私たちは、テレビなどで国会を見ておりますので、つい国の制度のほうに先にイメージできるんですけれども、国の制度は、議院内閣制ですので、内閣は国会に責任を持っております。ですから、総理大臣の説明相手は国会ということです。

一方、地方公共団体は、先ほども申し上げましたが、市長も議員も別々の選挙で選ばれているのですから、それぞれがそれぞれ市民に対して説明するべきではないかと、私は考えております。市長の説明するべき相手は、まず一義的には市民であるべきではないでしょうか。本当に、これは間接民主主義に反すると、議会軽視だというふうな反論もよく言われるんですけれども、まず、地方公共団体の制度というのは、直接民主主義を前提というふうに考えられているんじゃないかと、主張する学者の方もおられます。

つまり、なぜかと。その根拠になるんですけれども、憲法によりますと、国民には、国会を解散する権利とか国会議員を罷免させる権利はありません。一方、地方には、住民の直接参加の制度が保障されています。具体的に言えば、市長や議員のリコール、さらに住民一人でもできる住民監査請求の制度がございます。これらは、議会で議決権を持たない住民に、直接参加の権利を保障したものであると。これが、地方自治体のあり方を象徴する

ものではないかと、私は考えます。ここに、市長も、市民に対する説明責任の根拠があると、私は思うのですけれども、市長はどのように考えるのかお願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） ありがとうございます。

まず最初に、障害を持たれた方、気遣いをしっかりしなきゃいけない方々に対しましては、その担当部署がしっかりその御意見を聞くということ、さらに進めていくということとともに、いろんな事業につきましてその担当部署からの意見を聞けるようなこと、しっかりと決まり事としてやっていくということ、御提案ありがとうございます。そのことを努めていきたいというふうに思います。

今、行政のあり方、市長としてどういうふうに市民説明をするのかということの御指摘だと思います。御説明を申し上げる苦勞を、ずっと最初からたびたび申し上げておりますように苦勞をいたしております。

まず1点、市長の個人として自分が思うことをお伝えするという事は、市民の皆様方に幅広くお伝えしようとしても、なかなか聞いていただけません。そういうことで、自分の支持をしてくださる後援会という形で、皆さん方にたび重ねて話をさせていただき、自分の政治に対する姿勢、市政に対する姿勢ということは、くどいほどやり続けているようなわけでございます。ただ、行政の機関として、市民の皆さん方にどういうふうに御説明申し上げるかということにつきましては、先ほども、お話ししましたように同意を得ることの難しさということとをずっと直面し続けております。ただ、自分の中では、機関としての努力の一つは、地区懇談会を自治会にお願いをし、できるだけ多くの回数を出ていって説明させていただき、またお話を直接にお聞きするというのを続けるということで、このことについては、できるだけ回数を多くということをお願いしております。

そして、今までとかよその地域ではよく、そこに市長だけが出向いていって話を聞くということでございますが、私は、行政という機関として、市長は、そのトップの一つの役割だというふうに考えて、いつもその場で挨拶させていただくときには、「市長を担当します入山です」ということで自己紹介させていただいております。そういう意味で、行政の執行機関としての立場として、市民の皆さん方の御意見をお聞きする努力、そのことはやり続けていくということ、それは続けていきたい。

それから、職員皆は、市民の皆さん方の御意見は、職務の中でいろんな御意見を聞いてまいります。その職員が、職務の中でいろんな市民の皆さん方の御意見を聞くことにつきましては、庁議の中に持ち寄り、その御意見をしっかり検討するということをやりたい。そして、地区懇談会には、部長が全部出席をいたします。水道局長、消防長まで出席をいたします。機関としてお聞きするという以上、職員の幹部が皆、市民の皆さん方の聞く耳を持つということが大切だということで、皆で出ていってお聞きすること、そのことを努力をしまっております。その中で、議会制民主主義の中で、市民の皆さん方のお声を直接お聞きするというのは、これは執行機関の役割として物事を判断する上で、我々が提案する上で施策をつくる上では、非常に大切だというふうに考えておりますが、市民の皆さん方へ提案をし、最終的な判断をし、どういう政治をしていくかということに

については、議会の皆さん方の判断ということが一番の議決ということになるかと思いません。

私どもは、先ほど言いましたが、職員皆は、職務上で市民の皆さん方の御意見をお聞きするわけでございますが、議会の皆さん方は、幅広い支援者の皆さん方のそれぞれの御意見をいただいて、市民から直接に御意見をいただいた中で、自分の見識で判断されるわけでございます。そういうことを大切にさせていただきたいということ、そして立場が違う執行機関と議会との間で、こうやってしっかり議論させていただく中で、物事を判断して決めていくような仕組みができたらなど、きょうは、議員のお考えもいただきましたし、少し長くなりましたが自分の意見も述べさせていただきました。そういう形で、議会のありようとそれから行政の執行機関のありようということをどうやってやっていくかということ、お互いに信頼関係を持ちながらつくり上げていきたいなど。

よそのまちでよくあることですが、市長が別の選挙で選ばれます。市民の皆さん方に直接お聞きして物事を進めたら、もうそれでいいじゃないかと。議員の皆さん方をないがしろにしながら世の中を進めるというほうが、人気を博すというような場面もあつたりします。また、市長によっては、職員みんなばかだと。官僚が今、ばかだとよく言われてますが、あてにならないと。自分自身が決めていくんだというような横暴な市長までが生まれて拍手喝采のような世の中になりつつあります。そういうことをしっかり反省しながら、幅広くいろんな方々の御意見をいただく中で、自分で判断して提案させていただきます。その中で、皆さん方の見識の中で、判断をいただき議決をいただき、そして決めたことはぜひ、市民の皆さん方に理解を求めるといっていただく、そういう議会の重い役割をぜひこれから果たしていただき、我々は議決していただいたことを一生懸命、市民の皆さん方のために執行してまいります。そういうことの役割をお互いが果たしていけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西川健三） 教育長。

○教育長（西尾裕次） 平成13年に、小中学校の充実検討のための答申が出された。その後、半年かけて教育委員会として基本方針を出させていただきました。そのときとスタンスが違うのではないかと御質問ですけれども、スタンスは変わらないのではないかと考えております。答申が出されたときには、議会のほうに説明させていただいて、それから保護者に説明に回りました。

それから、基本方針を決めたときにも、議会に説明させていただいて、それから各学校区の保護者の方に説明をさせていただいております。今も、まだ方向がこう決まったということではなしに、当然、議会にもまだ今、検討しておりますという段階ですので、まだ決まった段階ではございませんので、うちが決めて、それから市長部局とのお金のかかわり等々もありますので、それで方向が決まったら議会のほうに説明させていただき、それを決めるためにはいろいろ手法としてアンケートとかをとるといようなことをしておりますので、それで方向が決まって議会に説明させていただいたら、保護者あるいは地域の方に説明をさせていただくという手順を踏んでおります。

以上でございます。

○議長（西川健三） 細川議員。

○9番（細川雅子） 教育長の今、「スタンスは変わっていない」というお言葉を聞いて安心いたしました。方向を決めるために政策立案段階から、市民のお声を丁寧に聞いてどうやって反映していくかというその一つの方法として、今、アンケートというお言葉を伺いました。

このアンケートは、地域の方に聞いていただけるのでしょうか。というのは、先ほど、お話をさせていただきましたように、地域の中でも主には子供のことは保護者のことという考え方もございますが、今後、小中一貫教育を進めていく上で、地域の方にどのようにかかわっていただくのかとか、地域の皆さんのお力をいただくことは随分多いと思いますし、特に、よく私が、校長先生が来られたときに、玖波小学校・玖波中学校の子供たちは、とても素直でいい子たち、「いい子」というのは、私は余り好きじゃない、表現はとても曖昧なので使いづらいのですが、今ちょっと「いい子」という言葉しか思い浮かばないんですけど。それは多分、地域性だろうと。地域の皆さんがとてもよく子供たちを見守ってくださっていて、いろいろなかかわりをしてくださっているというのも、一つの理由じゃないかというふうなことを、複数の校長先生からお伺いしたことがあります。そのように、やっぱり子供を育てるのは保護者だけではなくて、地域の皆さんにも、お力をいただいて子供たちは育ってくるわけですから、ただいま「決めていくために、地域の声を聞いていきたい」とおっしゃってくださいましたので、ぜひ、地域の皆さんのお声を聞いていただきたいと思うんです。

特に、先ほど、市長のほうから、「自治会を大事にしている」というふうなお言葉もありました。自治会長の皆さん、学校からいろんな要望・要請があったときに、積極的に地域をまとめてお手伝いもしてくださっておりますので、そういった皆さんのお声をやっぱり大事にさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

市長は、障害者の声を大事にしていくというのをおっしゃっていただきまして、大変うれしく思います。私も、議会が終わったら、すぐにそのようなことを当事者の方に伝えたいと思いますし、また、当事者の皆さんが、やっぱりそれぞれ別個に思いをぶつけるのではなくて、障害があれば障害のある皆さんたちが声を一つにするような当事者の皆さんの努力もしてほしいと思っておりますので、ぜひ、当事者の皆さんのほうの力もしっかりとまとめていってほしいというふうにお願ひしたいと私は思います。

議会の役割と市長の役割ということではございますが、地域に入って説明されている地区懇談会、あれは自治連主催だというふうに聞いております。私も、時間が合うときにはできるだけ、地域の皆さんがどんなことで悩んでおられるのかというのが気になりますので、聞かせていただくようにはしてるんですけども、回数もこのところふえておりますし、やり方もとてもユニークなされ方をしておられまして、特に後半は、若い方たちと住民の皆さんが、まさにどうやって地域の課題について合意形成をしていくのかといった練習というかそういったものもしておられて、若い皆さんが地域の方たちとしっかり話していく力をつける、また地域の方々が自分たちのいろんな課題を勝手に言うんじゃないで、

一つの知恵を出し合って、よりよい方向に出していこうというそういう練習の場としては、大変よい試みをされているなというふうに、先日、感心しました。若い方が大変、苦勞しておられる姿を見て、「頑張ってるな」と、ここで流した汗を、また次の場にぜひ生かしてほしいというふうに思いながら見させていただきました。

ただ、それは、一般的に地域の課題についてということであって、例えば、今回のごみのこととかそういった今ある行政課題について、行政が取り組んでいきたいということについて、しっかりともっとこういった地区懇ではなしに地域の声を、この課題で合意形成をしてほしいといったやり方というのを考えていただきたいと思うんです。

例えば、大変、民主主義の進んでいるイギリスとかいうような例を見ますと、議会、あそこは一元制で日本と違って市長と議員が別々の選挙ではなく、議長というか市長は議員の中から選ばれるといういわゆる議院内閣制のような制度のようでございます。であるからこそ、イギリスの議会では、本当に住民の声をしっかり聞いていく制度そのものできているというふうに聞きました。議会に市民が出席して意見を言うとか、政策立案に当たっては必ず市民の声を聞いてきて、いろんな声を聞きながら、それを聞いた上で議会が判断していくと、そういう制度ができているというふうに聞いております。残念ながら、日本の議会、今そういう制度になっておりませんので、政策提案をしてくる市長には、ぜひ、執行機関という大きな御自身の機関を持っておられますので、市長みずからというか御自身の部署を使って市民の声をしっかり聞いてくる、合意形成をしてくるという方法、現在の日本の議会ではできてない部分を、ぜひやっていただきたいと思うんですけれども、ちよっと課題、課題における合意形成についてお考えがあればお願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 御提案ありがとうございます。自分自身も、実は非常に悩んでいる部分でございます。先ほどおっしゃったように自分もよく知りませんが、イギリスのように民主主義に非常になれた国民と民主主義になれていない日本人、自分が民間にいたときそうでございますが、行政というのはもう勝手にやってくれりゃあ自分は仕事さえ一生懸命やっておけば、それはもういいんだと。まちのことは自治会にちよっとお手伝いすればいいんだということになってきておりました。そういうふうな市民の方が多い中で、課題ごとにいろんな集会をお願いいたしますと、出席される方が、ほとんどの方が反対される方、声を大きくされる方が集会をし、その方々に向かって説得をする会というような悲しいことが日本中いろんな場所で起こっているというふうに思います。そういう中で、市民の皆さん方と信頼関係を持ちながら議論しながら、どうやって進めていくかというようなことがどうやってできるかなということ、実はずっと悩み続けているところでございます。そういうやり方を、どこかのところで挑戦をしていきたいなというふうに思っております。御提案ありがとうございます。

今度のごみのごことで、いろんな議会で議決をいただきますと説明に走ります。料金を上げたり負担がふえることについては、基本的には全市民の方が反対されます。その反対される中で、きちっとわかっただけの努力をどうやってやっていくかということ、一歩一歩今から積み重ねていく必要がございますので、そのことにつきましては、丁寧にさ

せていただきたいというふうに思います。

ただ、今の行政のやりようで行きますと、負担される方々が、国民が少なくなる中で、この行政の運営は、今の職員を半分にでもしながら行政をやり続けなきゃいけないような時代が、もう目の前に迫っております。そういう中で、職員皆さんの働きの仕事の部分と、そういう丁寧に運営していく部分のバランスということ、これから近々のすぐに起こってくる問題になろうかというふうに思いますので、そのやり方についても、大げさですが日々悩んでおるような次第でございます。またそういうお話を、ふだんから議員の皆さん方と、議会だけではなくて市長室また議会のお部屋でも話ができて進んでいけたらなど。そうすると、制度も変えやすいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西川健三） 教育長。

○教育長（西尾裕次） 子供の教育は学校だけではできないというのは、もう周知の事実でございます。学校のほうも、地域の方にいろんな形で、子供たちの教育の手伝いをさせていただいておりますし、今は学校のほうも、今までは余り地域の行事等々に積極的に出ていなかったと思うんですけども、今は両方、地域の行事にも積極的に、特に玖波小・中学校は出ているのではないかとこのように思っております。それぞれ学校区によって児童生徒の特色はいろいろあると思うんです。私も玖波小学校にかかわりがありましたので、玖波の子供たちは非常に素直でよい子と言ったら語弊があるかも知れませんが、そういう子供たちが多かったと思います。ですから、あの地区で、子供たちを育てていきたいというのは、委員会の中では常に言っておることですけれども、アンケートにつきましては、一義的にはまず保護者の方、地域の方の声をどうやって聞くかというのは、先ほど市長も申しましたけれども、非常に難しいと、全員にアンケートをとるわけには、またこれは回収あるいは結果をどうするかということは非常に難しいことです。また、そのあたりは委員会の中でも協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（西川健三） 細川議員。

○9番（細川雅子） しっかりと正面から受けとめていただいてありがとうございます。全員にアンケートが難しければ、せめて自治会長さんのところに行って集まっていたり、教育委員会と意見交換をすとか、現在の状況を説明すとか、それほど物すごくエネルギーを使わなくてもできることではないかと思っておりますので、全員に説明するのが難しければ、そういう方法もあるというのを提案させていただきたいと思っております。

市長さん、随分悩んでおられるようで、何とかよい回答が出ればよいと思うんですけども、今の市長の悩みを職員の皆様に一緒に考えていただいて、どうしたら今のこの職員が少なくなっている状況で、市民の皆さんに理解していただくとか、お声をいただく方法はどうしたらいいかと、力を、知恵を出していただくという方法もあると思うんですけども、ぜひやっていただきたいなと思っております。

それと、先ほど、反対のこういった市民に御負担をお願いする等、皆さん反対だというふうに言われましたが、それは、少し市長の思い込みではないかというふうに思います。このたびも、私どもが地域に入って、いろいろお声を聞く中で、必ずしも反対ではございません。「市の悩みもよくわかるんだ」と、「それは、もしかしたらやっぱり有料化とい

うのはよい手だてかもしれないけれども、かもしれないけれども、やっぱり決めてから言わないでほしい」と、そういう方も結構いらっしゃいました。やっぱり市のことを真剣に自分の思いとして考えてくださっている方というのは、反対ばかりではないというふうに思いますので、ぜひそこに力を得て、市民と向き合っていたいただきたいなと思います。

実は、先般市民からこういうことを言われたんです。「市民のところへ説明会に行くと、市民はわがままだから、勝手なことを言い放題かもしれないね」と。「でも、市民のいろいろな経験から生まれてくる広い視野とか別の角度からの見方というのから、思いがけないアイデアというのは出てくることもあるんですよ」と。「市民の力をかりるといのは、そういうことじゃないでしょうか」というふうに言われました。やはり、こちらのほうからやれば反対者ばかりが来るとか、そういうふうに思い込まずに、思い切って悩んでみるならやってみるという方法もあるとは思いますが、どんなでしょうか、ぜひ職員の皆様にも意見を聞いて、特に若い皆さんが苦勞してああやって市民の中に入って、汗を流してらっしゃるお姿を見て、いろんな考えを持ってらっしゃると思いますので、ぜひ聞いてみたらいかがかと思いますが、何か感想があればお願いします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） ありがとうございます。職員のみならず語り合う時間を持つように、去年は一生懸命やったんですが、ことし、つい頭の中の整理で、自分自身が考える時間が多かったもので、そういうことをなかなか努力しなかったもので、これからもやっていきたいと、ただ、職員の皆さんには、「きちっとお互いが意見を言い合って、胸を張ってやれよ」と、「上司から言われた市長から言われたけえやるという言葉だけは絶対言わなくてくれ」ということを、いつも言い続けております。そういうことを、これからもやり続けていきたいと思っております。ありがとうございます。

それと、自分はいつも、「意見が違ふのは人によって当たり前です」と。だから、「でもお互いが信頼関係だけは持とうよね」と。「お互いの人間性を尊重し合って意見の違ふは、しっかり議論し合ひましようよね」ということを言い続けております。市民の皆さん方にも、そのように接しさせていただいております。市民の皆さん方から意見が違ふということで、多くのお叱りをいろんな場面で受けます。でも、自分は、そのことを素直に受けるように努力をしております。もともと短気な人間でございますが、できるだけにっこり笑って、皆さんのお話は聞くような努力はし続けているわけでございます、そういうことをこれからもやっていきたいなと、議会の皆さん方も、意見が違ふのは当然だろうと思っております。その中で、お互いが議論をしっかりとした中で、おお、納得よねというようなことを、積み重ねていけたらというふうに思っています。本当に御指摘、ありがとうございます。

済みません、先ほど、細川議員の周りにはすばらしい方がたくさんいらっしゃるんだなというふうに思いました。そうやって理解してくださる方、きちっと考えてくださる方が、支持者の方にいらっしゃるということ、すばらしいことだなというふうに先ほど思いました。ありがとうございます。

○議長（西川健三） 細川議員。

○9番（細川雅子） 私を応援してくださる方を褒めていただいてありがとうございます。

決して私の周りだけではないと思いますので、多くの方が、やっぱりしっかりと考えてくださっている人が多い、またそういう方から選ばれてこられた議員ばかりだと、私は思っております。とはいえ、白紙委任されているわけではございませんので、市長もそうだと思いますので、大事なことはしっかりと、今から、ごみのことから、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。これだけを申し上げさせていただいて、きょうの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川健三） 続いて6番、児玉朋也議員。

〔6番 児玉朋也 議員 登壇〕

○6番（児玉朋也） 6番、公正クラブの児玉です。よろしくお願いいたします。

今回は、近年、世界各地で気象の変動による水害が各地で発生しております。雨水対策について、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

広島県においても、さきの11月17日、広島市西区で時間雨量26.5ミリで道路が冠水し、地域によっては30センチを超える道路の冠水が発生しております。原因として、雨水の排水能力が低く、時間雨量20ミリで許容量を超えたため道路へあふれ出たためとのことです。大竹市においては、2012年7月6日に1時間当たりの降雨量が1976年の統計開始から観測史上最高の67.0ミリの雨量を記録しております。気象科学的には、集中豪雨の明確な定義はないらしく、目安として直径10キロから数十キロの範囲に、時間雨量にして50ミリを超える場合とし、気象予想が困難で一旦集中豪雨が起きると、家屋の浸水、道路の冠水が短時間、起きてしまいます。

最近の雨の降り方が、一昔前と違っていると誰もが感じることはないでしょうか。内閣府の報告書で、大雨の日数は増加傾向にあるらしく、最近30年間と20世紀当初の30年間を比較すると、100ミリ以上の日数は約1.2倍、200ミリ以上の日数は約1.4倍の増加となり、時間雨量にして50ミリ以上の年間発生率は、昭和51年から昭和61年までは平均160回、昭和62年から平成9年までは平均177回、平成10年から平成20年までは平均239回と増加しているそうです。また、他でも温暖化が進むと大気中の水蒸気量の増加とともに、集中豪雨が世界的に増加し、豪雨の日数は2050年ころから急増するとしております。雨水が地中に浸透しないまま排水溝から下水溝に流れた雨が、処理能力を超えてあふれ出す回数が多くなるのではないかと懸念しております。

古くは、道路の舗装がなされていない地域では、雨水の多くは地下へ浸透して、小さな管でも十分排水処理ができており、今ほどの道路の冠水への危機は感じなかったように思います。集中豪雨や雨水を浸透する部分が、道路の舗装、住宅建設等で減少してしまい、雨水管に集まる量も増加傾向にあり、現在、各地で道路冠水、床下・床上浸水の水害が発生しております。道路が冠水してしまえば、避難所への移動、緊急車両の移動も、徒歩で行うしかなく、その徒歩も濁った雨水等で、排水溝と道路の境目も判断できないぐらい危険です。

近年、多発している異常気象から来る道路の冠水、住宅の浸水の今後に向けた防護対策についてのお考えをお聞かせください。下水道事業の早期解決問題だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

広島市消防署は、冠水被害が多発していることを受けて、これまでは住民からの浸水被害の通報や大雨注意報が出ることなどを出動の基準にしていたのを見直して、通報がなくとも市の判断で出動し警戒したり土のうを設置するようにしていたが、今回は突発的な雨で出動が間に合わなかったとしています。被害を未然に防ぐには、雨量の情報が重要だと思いますが、雨量計の管理者が観測所ごとに小瀬、栗谷、弥栄ダムは国土交通省、小瀬川ダム、大竹市役所は広島県、渡之瀬ダムは中国電力、大竹市消防本部は広島中央气象台と管理者が複数あり、大竹市に雨量に対する出動基準があるならば、市が一元管理を行うべきと考えますが、管理者は違っても既に一元的に管理を行い、各地区において大きく異なるであろう雨量について、瞬時に的確に把握されておるのでしょうか。

雨水整備計画で能力不足となっている路線や新町ポンプ場が建設されるまでは、上流部の雨水は小瀬川に放流することができないため小島潮遊地へ流れています。どこあたりが排水不良地区として、大竹市が多量の雨が降ったときに警戒しているのでしょうか、場所があるのでしょうか。

新町地区の浸水について、以前、雨水幹線の中に公共下水道の合流管が入っていることが浸水の原因ではないかとの調査を行い、それが原因であれば対応の必要がありますが、その調査結果はどうでしょうか。

下水道整備の現状と課題として、昨今の気象状況の変化に伴い、豪雨時には短時間に多量の雨水が地上に流出し、家屋浸水や交通途絶などのおそれがあるため、水路改修や滞水池など雨水を安全に流す施設の整備を進める必要があります。雨水排水設備は、緊急課題とのお考えですが、道路冠水、浸水対策の目指す具体的な数値があるのでしょうか、お聞かせください。

雨水排水対策として大竹市は、雨水浸透ますについて検討していきたいと言われたと記憶しております。雨水浸透ますの効果として、都市型水害の軽減、湧水の復活、地盤沈下の防止、水質改善、ヒートアイランド現象の緩和があるとされております。浸透ますは、道路の側溝への放流を地下に雨水を浸透させて少なくでき道路冠水を防ぐ効果があり、地下水の保全や回復、平常時の河川流量の増加など水環境がよくなると言われて、多くの自治体で助成金等で設置を呼びかけています。宅地内に設置された雨水浸透ますは、そこそ壁面に穴があいて、ますの周りを碎石で覆い、碎石等を通過した雨水が地中にしみ込み、既存の宅地内雨水ますに入る雨水を軽減することができ、集中豪雨の短時間のうちの大量の雨水が一気に下水道へ流入する現象を、ある程度防ぐことができます。

ポンプ修繕・更新を行い、雨水処理能力の改善が行われておりますが、10年前と今とでどれぐらいの改善を図られておりますか。雨水処理能力が、どの程度改善され、目標値はどこにありますか。その目標値の達成率をお聞かせください。

雨水浸透ますの設置は、下水道改善計画の一つとして有効な手段だと思います。雨水浸透ますを家庭の敷地内に1個あるいは2個設置した場合の、効果を検証したことがありますでしょうか。雨水を地中に浸透させるのに適した地質があるそうですが、浸透ます設置に不適切な地域・適した地域等、浸透ます設置で効果が期待できる地域、浸透ます設置でどれぐらいの雨水流出抑制が可能となるのかなど、調べておればお聞かせください。

新町のポンプ場整備は多くの課題があり、時間も費用も現状では多くの問題があると聞きます。今後の見通しをお聞かせください。大雨のときの浸水対策のための雨水排水対策として、排水ます設置への推進を行うことは、住みよいまちづくりを進めるためとして、都市計画税の使途として適格だと思いますが、都市計画税を有効に活用し、素早く対応する一つ的手段として雨水浸透ます設置に対して助成金、設置補助金を出していくつもりはございませんでしょうか。

以上、檀上での質問を終わります。よろしく答弁お願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 昨今の異常気象を肌で感じられ、それが及ぼす市民生活への影響や、市民の不安を代弁されての御質問、また専門的な知識をお持ちの中で具体的な御提案をいただきながらの御指摘ありがとうございます。

それでは、児玉議員の御質問にお答えいたします。

1点目の集中豪雨による雨水対策についての御質問にお答えいたします。近年、多発しているいわゆるゲリラ豪雨でございますが、本市においても、ことしの7月6日には1時間に67ミリメートルという観測史上最高の雨量を記録したことは記憶に新しいことでございます。

最初に、集中豪雨などの際に、道路冠水し排水溝と道路の境目が判断できなく危険であるとの御指摘についてでございますが、対策といたしましては、排水溝と道路の境目にポールなどの目印を設置し、排水溝を把握できる状態にすることが考えられます。しかしながら、排水溝につきましては道路側溝や水路などさまざまな形態があり、また道路幅が狭い箇所などがございますので、目印などの施設を設置することによって通行などを妨げる場合もございます。したがって、それぞれの実情に応じた対策を図ることとなりますので、地域住民の皆様の御要望をお伺いしながら対応を検討したいと考えております。

次に、大竹市における雨量の把握についてでございますが、現在、県が運用している広島県防災情報システムや国土交通省の運用する川の防災情報を活用して実施しています。特に、広島県防災情報システムは、県内各所の雨量計の情報を統合して、一度に把握できるものとなっております。大竹市に関係する各所の状況についても、適格に把握できるものとなっております。昨今の異常気象により、雨水計画を進める必要性は認識しているところであり、一昨年より、さらに効果的な雨水対策を行うため、雨水計画の見直しを行ってまいりました。その結果をもとに、来年度以降に、大竹市公共下水道事業計画の変更を行う中で、雨水計画の詳細な検討を行い、計画変更を行う予定としております。

なお、大竹市の雨水計画は、市域の沿岸部約825.4ヘクタールを対象としており、平成24年度末において整備されている面積は535.8ヘクタールであり、面積整備率は64.9%となっております。また、雨水ポンプ場は、小島雨水ポンプ場など5カ所が認可されていますが、新町ポンプ場を除く4施設は、既に整備されております。なお、排水管、各ポンプ場は、時間降雨強度49.7ミリメートルに対応できるよう計画されております。

次に、新町地区の浸水についてお答えいたします。イズミ大竹店付近におきましては、

近年、床下浸水が発生するようになり、その浸水の原因の一つとして、「合流管渠が水路断面を阻害しているのではないか」との指摘を受けておりました。この指摘を受け、平成22年度から、浸水の原因の検証及び対策について検討してまいりました。その結果、断面阻害によって数センチではありますが、当該浸水箇所において水面上昇が発生することが確認できましたので、平成23年度において一部ではございますが水路の断面を広げ、その前後の水路断面が持っている流下能力を確保したところでございます。

次に、浸水対策としての雨水浸透ますへの設置助成金についてお答えいたします。

雨水浸透ますは、水路への雨水流出量を低減させる目的で設置するもので、今現在は、主に関東地域において取り組まれているようでございます。また、その性能については、土質や地下水の状況により、大きく左右されるものでございます。こうしたことから、本市の雨水対策としましては、主として水路の改修、そしてポンプ場の整備を行うことであると考えておりますが、今回、児玉議員からのせっきくの御提案でございます。各家庭の敷地内に設置する雨水浸透ますにつきましては、都市計画事業には該当せず、都市計画税を財源とした助成はできませんが、他市の事例などについて今後、研究してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、児玉議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 上下水道局長。

○上下水道局長（北地範久） いろいろ多岐にわたる御質問ございましたけども、一部、新町ポンプ場の今後の見通しということで御質問あったかと思っておりますので、その辺について御答弁させていただきます。

先ほど、市長の答弁の中でも一部申し上げましたけども、一昨年から、今の計画よりより効果的な雨水対策を検討するというところで、雨水計画の見直しを行ってまいりました。今後、この結果をもとにいたしまして、来年度以降になりますけども、大竹市の公共下水道事業計画の変更を行う中で、さらに詳細な検討を行いながら、雨水計画の変更を行うという予定にしておるところでございます。

その後、適切な時期に事業を実施していくということになるわけでございますけども、今のところ、他の都市計画事業等々の兼ね合いがございますので、現段階では、時期を明示することはできない状況でございます。

どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西川健三） 児玉議員。

○6番（児玉朋也） ありがとうございます。質問がかなりあったんですが、全て回答していただきました。

そこで、雨水対策として雨水浸透ます、都市計画税を財源とはできないということで、非常に残念なんですけれども、少しずつやっていけば浸水地区の方も大変喜ぶんじゃないかと思われて、ちょっと質問してみたんですけれども。

今、新町のポンプ場の件なんですけれども、見直しの結果を来年度以降、詳細に検討して適切な対応をするというふうな答弁があったんですけれども、市内でも集中豪雨時に道路が冠水するところが多数あるのは御存じと思うんです。道路と歩道、排水溝の境目が不

明で歩行での移動は極めて危険でありまして、住民みずからがそういう場所に立って、危ない水路と道路の境目に立って誘導していると、そういうことも聞きます。検討・適切な措置じゃなしに、何か対処をすぐしないといけないと思うんです。雨が降るたびにそういう道が冠水するというようなことでは困りますので。小島地区のポンプ場は、1,200ミリの排水ポンプ4機を設置しまして排水ができるようになったんですけども、ずっと上のほうに行きますと元町地区とか白石地区のほうが冠水してしまいます。それは、排水不良地区、先ほどちょっと説明したんですけども、排水不良地区があって、そこまで雨水が一気に流れていかないのじゃないかということも考えられるんですが、そのところをもう一度、お話ししていただけたらと思います。お願いします。

○議長（西川健三） 上下水道局長。

○上下水道局長（北地範久） 確かに、元町地区等々につきましては、急激な雨については冠水するという状況が発生しているところでございますけども、先ほど申し上げましたように新町ポンプ場、これは見直しの中でも実に有効な方法であるというような検証ができております。これを、先ほど申し上げましたようにいつできるということは、明確には申し上げられませんが、こういったことを整備することで、上流部の負担を軽減できるということは思っております。重要な施策になろうかと思っておりますけども、今後の見直しの中で十分検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（西川健三） 児玉議員。

○6番（児玉朋也） 十分検討して、早目にやっていただきたい思います。その答えしかないんでしょうから。

ちょっと都市計画税の話になるんですけども、都市計画税はそもそもおかげさまで安心して住みやすいまちづくりになったと言われるための税金ではないかと思うんです。今まで、やはり何度も言ってると思うんですけども、見えにくいわかりにくい伝わりにくいというような感じがしております。この状況が、安心して住みやすい環境と言えるんでしょうか。安心安全が保たれた上で、便利な住みやすいまちづくりを行うべきと考えております。先ほども申しましたが、これからは頻繁に集中豪雨が予想されると思います。雨水浸透ます設置事業は、市民とともに行う共同事業と考えて、都市計画税が使用目的では使えないというのなら、単市ででも少しずつやっていっていただきたい事業と思います。

昨年の、都市計画税の用途に対する一般質問での市長の私への答弁は、「都市計画税の将来計画として、着実に都市計画街路を整備していくこと。雨水対策についても、事業を進める計画を確実に立てて、一つ一つ実行に移す計画の中で、都市計画税が償還財源として使われた。将来の計画はあるが、今は地方債残金の償還財源として使用を理解してほしい」とのことでした。大竹市のホームページの都市計画税QアンドAの質問に、「何に使われるの」という問いには、「未完成の都市計画道路や大雨時の浸水対策のため、雨水排水施設の整備など、住みよいまちづくりを進めたい」とあるので、雨水排水設備なら浸透ますはこれは適当じゃないかと、そういうように考えて今回、質問させていただいたんですけども、雨水排水ますはだめということなので、とにかくここに昨年、市長が言ったように浸水対策のために住みやすいまちを進めていっていただきたいと思うんであります。

市長に少し最後に聞きたいことがあるんですけど、「大事の前の小事」という言葉があるんです。これは都市計画税に対してあるんですけども、このことわざには、正反対の2つの意味がございまして、1つは「大事を行うときには、小事を慎重にしないとイケない。油断から思わぬ失敗をする」ということであります。2つ目は、「大事の前では、小事に構ってられない」という意味でございまして、市長は、大きいことをするときには小さいことを慎重にまず先にするのか、大きいことをするためには小さいことはしょうがない、まちの計画の中で大きいことをどんどんしていこうよと、そういうタイプなのか、最後にちょっと一つ聞かせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 行政の役割として、大きな百年の計というのは持たなければならないというふうに思います。でも、日々起こるいろんな事象について、小事につきましても、大切に対処するという、まさに大切だというふうに思います。大きなポンプ場をつくり大きな事業を展開していくということ、百年の計の中で目的を持ってしっかりやるということと、今、御提案であった一つ一つの流水をどうやってやっていくかということについても、勉強させていただきたいというふうに思います。決して、小事について投げやっで大きいことだけを目指すというようなタイプでございせんので、ぜひ御理解いただきたいと申します。

○議長（西川健三） 児玉議員。

○6番（児玉朋也） ありがとうございます。終わります。

○議長（西川健三） 続いて、4番、藤井 馨議員。

〔4番 藤井 馨議員 登壇〕

○4番（藤井 馨） 4番、市民ネットの藤井 馨であります。私の質問は、通告書にありましたとおり次の2点について、質問させていただくわけですが、先輩議員から、ごみの処理有料化の問題、そしてただいまの児玉先輩議員の雨水対策と重複するところが2点ともありますが、私は、私なりの目線で質問させていただきたいと申します。

昨年12月の議会においては、私は、大竹市全般の安心安全の観点から危険箇所の数とそれに対する行政の取り組み、そして予算についてお尋ねをいたしました。そのお答えの中で、少ない予算の中、担当職員の方々は、市民の皆様からの御要望にお応えすべく、懸命に頑張っておられるのだなと理解しております。行政において最も大切なことは、市民の皆様方の生命と財産を守ることだと私は常日ごろから考えております。担当職員の方々には、今後も頑張っていただけるものと期待いたします。

また、先般は、担当部長において、元町地域にどんな問題点があるのかということで、歩いての御視察をいただきまして、まことにありがとうございました。この席をおかりして御礼を申し上げます。

さて、昨年は、3.11の東日本大震災があり、有史史上最大の災害に見舞われたと言っても過言でもないでしょう。本年においても、九州北部豪雨により7月12日未明から早朝にかけて山腹崩壊による土石流が発生し、多くの死者・行方不明者が出ています。記憶も新しく身近なところでは、本年7月に大竹市栗谷町大栗林のプレイパーク蛇喰付近で、増水し

た川に幼い児童が流されて亡くなっております。まことに残念と思います。日本は、世界でも自然災害の多い国だと言われております。災害により大切な人命や大切な財産、そして莫大な復旧費がかかっております。

私の住む元町地域は、前が小瀬川、後が急勾配の山に囲まれたとても狭く細長い土地に民家が密集したところであります。昔は田んぼがあり、現在も小さな水路があちこちに残っています。また、裏山は、麓から山頂まで石積みで仕切られたきれいな段々畑でありました。作物がつけられていた時代は、山道も水路もちゃんと手入れがされておりましたが、今は荒れ果てて、雨が降ると土石が混入した濁流があふれます。また、石積みの間からも噴水のように水が噴き出すところもございます。山から駆けおりの水は、たった1本の小さな小川を通じて、やがて海に注がれます。昔から、この小川は雨が降ると増水し、私が子供のころから、水路に近づかないように親からきつく言われておりました。

ことしも、先ほど、市長の御説明にございましたように7月6日の夕刻に1時間76ミリメートルの集中豪雨がありました。余りにも激しい雨だったので、明るる朝、私は、元町地域から本町地域にかけて被害状況について聞き取り調査を行いました。部分調査ではありますが、そのときの地域住民の方の生の声と思いを、何点か報告させていただきたいと思っております。

1. 雨が降るたび、裏山が崩壊するのではないかと、いつも心配しております。
2. 小川があふれて道路が冠水し、水路と道路の境がわからなくなる。これは先ほどもございましたが、こういうとき最悪の条件で、夜中に避難勧告が出たとき、避難場所まで行くのが困難である。

3. 店内や住居が浸水した。また、何より困るのが、トイレの排水ができなくなり、トイレが使えなくなるということでございます。

等々、ほかにもたくさんの苦情や要望がございましたが、市民の方が市に何を言ってもだめだと、半ば諦めていらっしゃることを、私は非常に残念に思いました。

そこで、元町地区雨水対策の進捗状況について、お伺いいたしたいと思っております。特に、元町3丁目から4丁目にかけての雨水対策については、大竹市の他地区に比べて整備がおくれているのではないかと私は感じております。先ほど述べましたように、夜中に避難勧告が出た場合の不安は、大変なものがございます。根本的な解決方法としての雨水対策を求める声は強く、新町ポンプ場や雨水幹線整備などにより、元町地区の排水が改善されるものと、私は期待しております。

そこで、お伺いいたします。新町ポンプ場や雨水の幹線水路整備について、今後どのように計画が進められる予定なのでしょうか。また、進められている本町元町1号線の側溝水路については、将来の雨水排水計画を考慮して整備されているのでしょうか。本件についても、何年もかかっております。もっとスピーディーに行っていただきたいと考えております。この件についての檀上の説明はこれくらいにして、次の質問に移ります。

ごみ処理手数料導入の実施計画（案）について伺います。人間が文化的な生活をすることにより、ごみの排出と処理は避けて通ることができない問題と考えております。ちょっと昔までは、金属・木材・紙そして食物の生ごみぐらいだったように思いますが、当時は

それらを家庭で処理できていたように思います。

しかし、昭和30年代に入り、日本の高度成長時代が訪れてから、汎用プラスチックが世の中に急速に普及しました。そのことにより、家も従来の建築様式が大きく変わり、他の製品等においても複合的な材料がたくさん出てきました。世の中の好景気に伴い、スクラップアンドビルドが繰り返され、大量のごみが排出されるようになりました。ごみ処理をする側とすれば、選別一つとっても大変、難しいであろうと、その御苦勞に感謝し声援を送りたいと思います。

大竹のごみ処理の歴史について、ここでは申し上げませんが、今回のごみ処理手数料導入の実施計画（案）について、他市の取り組み方と大竹市の取り組みを比較しながら、幾つか質問をしたいと考えます。ここ5年間で、市長は、大竹市廃棄物減量等推進審議会に2度、諮問を行い、平成20年2月と平成24年6月に答申書が出ています。答申書では、ごみ有料化によりごみ排出減量化と公平性が保たれるというのが主な理由であるように思います。本音がどこかに隠れているような気がいたしております。総括で、「本市の循環型社会の実現に向けて、計画内容を市民に積極的に周知するように」とも述べられております。

今回、生活環境常任委員会で、ごみ処理有料化先進地事例研究と称し、多摩市と藤沢市を訪問いたしました。両市とも、ごみ処理有料化までに相当、苦勞したことがよく理解できました。特に、多摩市においては、条例化以前に、市民説明会を220回行ったにもかかわらず平成17年ごみ有料化条例が議会に上程されたものの、審議未了で廃案になっております。その後の、市長選挙では、ごみ処理有料化が市長選挙の大きな争点になっております。

その後、市は、有料化の前に、できることをまず実施すべきだといろいろ取り組んでいます。その中で最も重点を置いたのは、市民周知が不十分であったとの認識のもと、条例どおり市民に周知徹底してもらうために、ローラー作戦を行った。ローラー作戦と称して他部署の応援を得て、いつでもどこでも出前説明会をやり、市民5名以上集まれば、朝早くから夜遅くまで、どこでも説明会を行っております。つまり、市民が納得するまで話し合ったのであります。双方納得の上で実行したのでございます。

他方、藤沢市においては、税収の動向を知らせ、新たな財源確保の必要性を市民に説明しております。当時、八王子の市民が反対し、ごみ収集に回ると市民から罵声を浴びせられたりしたそうであります。市は、ごみ有料化の前に、廃棄物減量推進協議会を1年間で9回開催しております。市民に対しては、2年間で述べ950回、2万2,200人に説明を行っております。その上で、条例の改正を行っております。

両市に共通するのは、市民に市の現状を包み隠さず説明し、納得してもらった後に条例改正を行っていることです。大竹市は、今までに何回、市民に説明しましたか。市の広報を見たり、新聞情報を見て慌てて買いだめした主婦が何人もいる状況でございます。何が言いたいかという、このような市民の不理解の中で、先に条例をつくり、後から説明をするなんて、物事が逆さまではないかというふうに考えます。この不況の中、市民に御負担をお願いするのですから、先進地の事例に倣い、上から目線ではなくもう少し丁寧な取り

組みが必要と考えますがいかがでしょうか。昨日から、大変、同様な質問がたくさん出ております。重複するかもしれませんが、御答弁をよろしく願いいたします。

以上、檀上の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 根本解決のためには、相当の年月がかかることが想定されている雨水対策。現在、多くの方々が関心を持たれておられるごみ処理手数料の問題。市民生活に密接した問題につきまして御質問いただきましたが、これまで答弁してきました部分と重なる部分が多くございます。同じ御質問には同じお答えになることを承知の上で、何度でもお答えさせていただこうかと思っておりましたが、今回は、余りにも重なりますので、幾つかは省略させていただきますこと、御了承いただければというふうに思います。

お答えする前に、初めに雨水の対策事業につきましては、都市計画税を充当いたします。都市計画税を充当することについては、お認めをいただいているというふうに判断してよろしいのでしょうか、まずお尋ねをした上でお答えをいたします。

それでは、藤井議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の元町地区の安心安全についての御質問にお答えいたします。私、市長に就任して以来、元町地区の地元の津玉元市会議員、また中川康二元市会議員より、このことについては長年にわたり要望をされ続けてまいりました。また、お二人が引退された後、今の議長さん、それから副議長さん、そして山本議員、児玉議員からも同様のことについて、ずっと要望をされ御指摘をいただいたところでございます。御指摘のように元町地区を初め本町、白石、新町、南栄、立戸の地区の一部においては、豪雨時に道路が冠水し通行が妨げられる事態が生じておまして、これらの地区にお住まいの方々に対しましては、大変、御迷惑をおかけし申しわけなく思っておる次第でございます。

中でも、元町、本町地区は、大竹1号・2号雨水幹線の上流付近に位置しておまして、地形的にも大雨時には雨水のスムーズな排除が困難な地区であること、また元町3丁目から4丁目にかけての地区につきましては、排水側溝の未整備の箇所も多く、大雨時は道路冠水がたびたび生じる事態となっており、本市における過去からの懸案事項として、十分認識をいたしておる次第でございます。雨水排水対策の根本的な解決策としましては、公共下水道の雨水計画に基づくポンプ場や幹線水路の整備を行うというものになりますが、短期間に集中整備することは、費用の面からも非常に困難な状況でございます。

また、雨水幹線の基本的な手順といたしましては、整備は下流側から行うということもあり、大竹地区の最上流である元町地区での実施につきましては、その見通しがお示しできる状態ではないのも事実でございます。しかしながら、平成23年度より、元町3・4丁目地区で実施しております市道本町元町1号線道路改良事業につきましては、道路幅員の確保という目的とあわせて道路側溝の調査と整備を行っております。これは、従来、利便性を求める市民の皆さんのお声により、道路幅員確保のみを実施している箇所とは違いまして、元町地区特有の側溝水路の少なさを補う対応をしているものでございます。これらの側溝につきましては、幹線水路の整備ほどの飛躍的な改善にはなりません、将来、雨

水幹線が整備された際には、地区の雨水を幹線水路に導く役目を担うことができるものと考えており、現在、側溝の整備されていない箇所も含めた整備は、雨水対策の一部になるものでございます。

また、先ほどの児玉議員への答弁と一部重複いたしますが、より効果的な雨水対策を行うため、一昨年より雨水計画の見直しも行ってまいりました。この結果をもとに、来年度以降に、大竹市公共下水道事業計画の変更を行う中で、雨水計画の精度を上げるため、詳細な検討を行い、計画変更を行う予定としております。依然として厳しい財政状況の中ではございますが、今後も、市民の皆様方の安心安全のため、できる限りの予算確保に努めながら、事業を継続することで、総合的な改善を目指したいと考えております。

次に、2点目のごみ処理手数料導入の実施計画（案）についての御質問につきましては、昨日来の答弁と重複する部分が多くございます。余り何度も繰り返しますのも失礼に当たりますので、重複しない部分を中心にお答えさせていただきます。

まず、減量化に対する具体的な取り組みについてですが、平成19年の大竹市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受けて、平成20年度を初年度とする一般廃棄物処理基本計画の中で、現在ごみとなっている物を、ごみとならない、不要な物は買わない、リサイクルするという施策として進めてまいりましたが、幾つか未達成の項目があることなどから、今般、審議会の答申を受け条例案の提出をしていることは、山崎議員、細川議員の御質問の際に答弁したとおりでございます。この条例案につきまして、御判断をいただきましたら、ごみ手数料導入までの間に、各地区で実施計画をしっかりと説明し、市民の皆様は、目的と手法を理解していただくよう努めてまいります。

次に、今年度の市議会生活環境委員会による先進地事例調査研究都市の状況でございます。東京都多摩市、神奈川県藤沢市のいずれも戸別収集を実施し、家庭ごみの有料化も実施しておられます。家庭ごみは、当市が検討しているごみ処理手数料の2倍に当たる1リットル当たり2円となっております。事業系ごみについては、本来は事業者が処理をするという排出者責任の原則から、市が処理するのに要する経費全てを負担していただくという方針で、家庭ごみの4から5倍のごみ処理手数料が決められております。

また、いずれの市も、議会に条例改正議案を上程する前に、住民説明会を、大変多くの回数行ったと伺っております。藤沢市では950回の説明会で述べ2万2,200人、当時の人口が約40万人ですから、全市民の5.5%が参加したと伺っております。

多摩市は、大竹市の4分の1の面積に14万人が、藤沢市は大竹市より少し狭い面積に41万人が暮らす都会でございます。それぞれ都心や横浜市のベッドタウンとして人口が爆発的に増加し、開発が進んできたという経緯がございます。大学もあることから、流入する新しい住民が多く、お互いが自治会を中心として助け合う気風を持つ、大竹市とは異なりまして住民意識の把握や合意形成の困難さを強く感じておられるのではないかと思います。

また、藤沢市が戸別収集を導入した理由として、高齢者がごみをステーションまで出すことが困難になってきているということと、ごみステーションの場所に関するトラブルが多くて調整がつかないということがあったとお聞きしております。

また、戸別収集といっても、多摩市では8割が集合住宅で、藤沢市も市民の5割以上が集合住宅で居住しておられ、ステーション収集のほうが多い実態となっております。当市の収集方法として、ダストボックスから袋出し収集へと変更し、ごみステーションの場所の調整や指定について、自治会が大きな役割を果たしております。管理についても、自治会により程度の差はございますが、当番制で清掃をしたり、猫やカラスの被害を減らすための対策も行ってきていただきました。昨年度から、大竹市公衆衛生推進協議会にも、補助事業としてごみステーションの管理業務の一部をお願いしているところであります。地域でごみステーションを維持していただいている我がまちでございます。私自身、自治会を中心として、しっかりとごみステーションを維持できる大竹市民の皆様のことを、大変誇らしく思っております。

また、分別が守られないごみや不法時につきましても、市と協力して地域の環境美化に努めていただいております。

最後に、RDF施設の展望につきましては、昨日、山本議員にお答えしましたとおり、施設を使い続けるために延命工事をして契約を延長するか、あるいは徹底したごみの減量を進めて、少なくなったごみの量に見合う小規模な焼却施設を建設するか、また、あるいは近隣市と広域でごみの処理を行うかなどの限られた選択肢の中から検討していかなければならないと考えております。

ただし、RDFは固形燃料ですが、どこでも燃やせるものではなく、市場で販売できるものでもございません。しかしながら、施設としても、建設から15年たてば、プラントして償却は終了しているものですから、延長する場合には、かなりの規模の施設の延命工事が必要となることも考慮しなければならないと考えております。

以上で、藤井議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は1時を予定しております。よろしく願いいたします。

藤井議員の再質問から入らせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

1 1時50分 休憩

1 3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（西川健三） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。

4番、藤井議員の再質問から行います。

藤井議員。

○4番（藤井 馨） 再質問させていただきます。その前に、都市計画税についての市長からの反問がございましたので、私なりの見解を述べさせていただきたいと思っております。若干、不勉強のところがございますけれども、都市計画税というのは、都市基盤整備を目的とするところに使われるのであって、今回、私が質問いたしました新町排水ポンプ場の建設とか、あるいは排水路の整備、こういったものであれば私はいんではないかというふうに理解します。一方、借金の返済とかそういったものに使われるのは、全くだめであろうという

ふう理解しております。

続いて質問に入りますけども、新町ポンプ場の建設計画については、平成23年3月議会において、先輩の議員が質問をされております。そのときのお答えが、「雨水対策についてどのようにやっていくかということも検討に入る。ただ、具体的なことが提示できる段階でないので、第五次総合計画の中には折り込んでない」とお答えがあります。さらに、「一番の基本は財政的にどのように運営していくか、それがやり切れるだけの収入が上がるまでに転換をすることが大切である」とお答えされております。収入が上がれば一番理想的だと私も考えておりますが、収入を上げるほうが難しいのではないかと、あわせてそういうふうを考えております。平成23年度の質問から約2年が来ようとしておりますが、この間、新町ポンプ場をどのように進めていくのかという議論が何回か持たれたかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（西川健三） 上下水道局長。

○上下水道局長（北地範久） 2年前から、どのような議論が持たれたかという御質問でございますけども、2年前に答弁してそれ以降、議論というかうちの局の内部のほうで、計画について見直し等々の検討をしまいたというのが現状でございます。そのまともまりが、先ほども答弁いたしましたけども、来年に向けて新たな詳細な計画を検討していくというような段階には入っておりますけども、今そういった見直し計画の取りまとめの段階でございます。

○議長（西川健三） 藤井議員。

○4番（藤井 馨） ありがとうございます。お答えをいただきましたけれども、余り進んでいるようには私は受け取れませんでした。

計画というのは、私は昔、工場に勤めたサラリーマンでありまして、必ず計画を立てるときには何月何日までにどうするというふうなことを決めて、それに向かって事業の計画を立てる。それが私たちの中では常識でございます。ほとんど進んでないようでございます。先ほどの檀上での質問でありましたように、私の聞き取り調査を述べましたが、元町地域は本当に困っております。次々新しいものをつくる前に、大竹市の身の丈にあった財政の中で、日々の生活の安心安全を最優先していただきたいと思っております。多額の費用が必要だということは理解できますが、ポンプ場や幹線水路の整備・促進については、今以上の予算確保と実行により、市民が安心安全に暮らせる都市基盤の整備を要望したいと思います。

特に、新町上流区域の排水を担うであろう新町ポンプ場早期整備については、そのスケジュールを一日も早く示していただき、その先に続く幹線水路の先にある地域住民の安心できる環境を実現していただきますようお願いを申し上げます。

また、先ほど市長のほうから、本町元町1号線をしっかり整備しているというお答えがございました。大変ありがたいことでもあります。地区の側溝整備につきましては、現在の水路の機能を少しでも拡充するのであれば、引き続き整備・促進をしていただくとどまらず、より一層の予算確保による事業実施を求めさせていただきます。前向きの取り組みを、ぜひお願いいたします。元町の安心安全については、これくらいにしたいと思います。

一言、何かございましたらお願いしたいと思います。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 自分自身も元町出身でございます。殊のほか気にはかけておりますが、地域によってのえこひいきのないような公平な判断ということをはかの地区の方に、いつもくぎを刺されております。そういうことを配慮しながらもやっていきたい。

ただ、行政というのは、収入でもってしか支出ができないという財政的なバランスをいつも考えながら運営するということがございます。そういう意味で、大変時間がかかるということになるかと思いますが、まちづくりというのは、百年の計をつくり一步一步前に向かって前進するということで、ずっと努力をし続けてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（西川健三） 藤井議員。

○4番（藤井 馨） ありがとうございます。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、ごみ処理手数料有料化（案）についての質問に移りたいと思います。これは、多数の先輩議員が質問されて重複する部分もあるかと思いますが、私なりの考えを述べさせていただきたいと思います。

なぜ、納得の行くまで市民説明を行わないのですか。理由を教えてください。有料化（案）によりますと、約3,100万円の歳入があると書かれております。しかも御丁寧に、その用途まで細々述べられております。積算すると、歳出は3,250万円で、歳出のほうが若干多くなっております。これは一体どういうことなんですか。初めから赤字ではないでうすかということでございます。市民説明をどんどん行うことで、広報費用の歳出が削減できるのではないですか。それを将来の来る平成30年以降の費用に備えてください。金がなければ汗をかく、これは常識だと思います。この辺について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（西川健三） 都市環境部長。

○都市環境部長（長谷川寿男） なぜ納得のいく説明をしないのかという御質問にお答えさせていただきます。これにつきましては、昨日来、御答弁させていただいておりますように、過去においての2度のアンケート、それから審議会での議論、それから市の広報紙でごみの現状から今後の分別へ向けてのやり方の案など、さらには地区懇談会での皆さん方への説明などをさせていただいておる中で、当方としての案は御説明をさせていただいているつもりでございます。あとは、今回、議案におきまして、もし議決いただけるのであれば、その方針を持って市民の方に内容等について詳しく説明をさせていただきたいと今は考えております。

○議長（西川健三） 環境整備課長。

○環境整備課長（野田英之） 歳入と歳出の歳出が最初から赤字ではないかという御質問ですが、この歳入に伴いますものを資源化及び減量化の施策に活用したいと思っております。現在も、資源回収等の費用1,500万円程度使っておりますので、そういうものを含めて歳出としたいというふうに考えております。以上です。

○議長（西川健三） 藤井議員。

○4番(藤井 馨) 減量化のほうに持っていくということで、わかったようなわからんような、私、ちょっと解釈に困っております。答申書の中だったと思いますが、平成30年以降に装置なりごみ処理のことを新たに整備計画を進めていくというようなことが、多分、書かれておったように思うんですが、そういったことへ、このごみ有料化の歳入を充てるようにというふうになっていたと思いますが、その辺はいかがですか。平成30年に、RDFの持ち込み先である福山市との契約が切れますよね。その後の大竹市のごみ処理について、どのような計画になっているかというのは、先ほど3点ほど、こういうこともこういうことも考えてるというお答えがありましたけれども、まだはっきり方向性が出てない。

しかし、何をやるにしても、やはりお金が相当かかるであろうということは予測されます。ですから、先ほども申しましたように、広報等にお金がかかるようなことも書いてありますので、そういったところは、汗をかいて節減して将来に備えるというふうな考え方に持っていっただけないものかというふうに考えます。

RDFの機械的保証機関は、あとどれくらいあるんですか。あとどれくらい使えるというふうに考えておられますか。30年まであと6年ございますが、その辺もあわせてお答えいただきたいと思います。

○議長(西川健三) 環境整備課長。

○環境整備課長(野田英之) RDFの製造の保証ということでございますが、修繕計画を立てまして、30年までの修繕を行っていくつもりでございます。その計画で安全な施設運営を行ってまいりたいと考えております。

○議長(西川健三) 都市環境部長。

○都市環境部長(長谷川寿男) 将来、RDFが終了した後の計画につきましては、先ほど来の答弁のとおりでございまして、平成30年で福山の発電所との契約が終わることを見据えた中で、既に、早期に焼却効果・処理方式につきましては検討をしていかなければいけないと、それは答弁申したとおりでございます。それに向けて、このごみを減量化していく中で、いずれの方式をとるにしても、現在のRDF方式をとるにしても、それから焼却方式に変えるとしても、またいろんな他との広域的な処理方式に変えるとしても、当方が目指している目標としております2割のごみが削減されれば、大幅な建設費用なりそれに係る維持管理費が削減できると計画をしておるものでございます。

ごみの減量化を推進する上で、分別を図るという上で、今回のごみ処理手数料を導入して一つの手法としてやっていきたいと。それは、将来の焼却施設の建設費用、維持管理費用に削減につながるというふうに考えております。

○議長(西川健三) 藤井議員。

○4番(藤井 馨) つまり、有料化をしてごみが1割なり2割なり減ってから、30年以降を考えようというふうには私は受け取ったんですが、間違いではないですか。

やはり、全部なくなるわけではありませんから、ごみというのは。あと6年したら、もう必ずどういう方向に進むかということが、もうそのときにその場に立つわけですから、今から、たった6年しかないんですよ。6年もあるという考え方じゃなしに、6年しかありませんので、ぜひそこらを計画的にやっていただきたいというふうに考えております。

これ以上、質問はいたしませんけれども、よろしく申し上げます。

一つだけ提案させていただきたいんですが、先ほども壇上で申し上げましたとおり、私は、多摩市と藤沢市へ行政視察に行っていました。これは、先ほども市長の答弁にございましたように、いずれも戸別収集でございます。戸別収集は、当初費用を考えると経費が高くなりますが、各家庭をナンバー制、藤井なら藤井1番、2番というふうにナンバー制にしますと、大竹で今、考えられている事業ごみが含まれているのではないかとというふうに私も思っておりますので、事業ごみが完全にシャットアウトできるというふうに私は考えます。これだけでも、生ごみが相当、減量できるんじゃないかというふうに思います。

また、戸別収集にしますと、おのおの家の玄関先にふたつきのバケツなりなんなりを置くわけですから、非常に管理が楽になります。そして、個々が管理いたしますので、現在のごみステーション管理者の負担が、完全に軽減されます。そして清潔にもなります。カラス対策もできます。また、もう一つの大きなメリットは、1軒ずつ収集していくわけですから、独居の高齢者の見守り対策もできます。ごみがもし入ってなかったら、そこへメモを置いていく。明くる日にあけて、またそのメモが残っていることによって異常を発見できると、そういった大きなメリットがあり、総合的に考えると私はこのほうがはるかによろしいのではないかとというふうなことを学んできました。ぜひ、本市においても御検討いただきたいと思います。一言ございましたら、お願いをして私の再質問を終わりたいと思います。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 大竹のまちは、御承知のように車の入らないところ、また軽トラでしか行けない路地がたくさんございます。それから、戸別収集になりますと、作業をしてくださる方が、ずっと歩き続けるという、1人が歩き続けるというような作業状況になるということ、そのこともぜひ御理解をいただいた中で、どうやっていくかということも、作業環境を含めて考えなきゃいけませんので、もう少しお時間をいただきたいと思いますというふうに考えます。

○4番（藤井 馨） ありがとうございます。終わります。

○議長（西川健三） 続いて、10番、日域 究議員。

[10番 日域 究議員 登壇]

○10番（日域 究） 10番、新生クラブの日域でございます。一番最後の質問をするのは初めてのような気がしますけども、同じことばかりになってしまうかもしれませんし、少々とんちんかんな感じもしますけども、通告をしておりますので、そのあたり御了承いただきたいと思います。ごみ有料化の話、「ごみ有料化が減量に役立つ、本当か？」と書かせていただきました。水道料金が上がれば節水につながると思います。皆さん、工夫しますからね。でも、ごみ処理を有料化して、それで直接ごみが減るとは考えにくい。先日の油見での地区懇談会でも、ごみ減量のための値上げという方針は十分には理解されていないという雰囲気が充満しておりました。

しかし、有料化が市の収入増をもくろんだものであれば、事の善悪はさておいて理屈は

わかります。もしそうであれば、その前にあのような環境にもエネルギーにも余りよろしくないような気がいたしますRDFという処理方法、導入した理由から尋ねたいと思います。大竹の夢エネルギーセンターでしたか、トン当たり6万円という数字も聞いたように思いますけども、あれには減価償却費は入っていませんから、本当のコストは聞くのも怖いぐらいですけども、そこでできた燃料は福山発電所に売れるんでしょうか。お尋ねいたします。それで最初の質問は終わりです。

2番目の質問です「大竹市の土地政策、公平でしょうか」と書きましたけど、都市計画道路南栄下白石線の、土地明け渡しではないですよ。でもあの訴訟は、一審で勝訴したという報告を、この前受けました。市が希望していた仮執行はついておりません。先方が控訴すれば、もう一回高裁でやり直しという感じになると思います。被告は、弁護士が途中でかわるなど、かなりの大変な状況だったように聞いております。一般的に考えれば今回の裁判は、原告があっさり勝ってよいような内容です。そんな中で仮執行のつかなかった今回の判決ですけども、その意味では市の思いどおりの判決ではない。勝訴ではないとは言いませんが100点ではなかったような気がするんですけども、あんなシンプルな裁判で、なぜそうなったのだとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

裁判官が、この訴えを認めた昨年6月の大竹市議会の付帯決議、そういうものを意識したんでしょうか。それとも、もともとの内容が数十年も争った最高裁まで行った、そして最高裁で結審した後も10年以上放置してあった。そういう過去の経緯を、裁判官が考えたんでしょうか。そのあたり、市長の御感想を伺いたいと思います。

土地の話と言えば、今のやつは土地を買う、土地を買収して道路をつくろうという話ですけども、土地の話と言えば、この前、大願寺のことがありました。あれもなかなか苦労されたというのは、私、重々よくわかっておりますが、少なくとも鑑定評価というものがある、その45%ぐらいで予定価格にされてましたよね。やっぱりそこには非常に違和感を感じるんですが、今回、特養というものが念願の特別養護老人ホームが弥栄大橋のたもとにできることになりました。

実を言うと、この前の視察の中で、あれほどこの土地やちゅう話になりまして、随員の職員さんたちにも聞いたんですけども、御存じありませんでした。帰って、これはヒアリングのときに後からわかったんですけども、あれは単に市が公募といいますか売りに出している土地であって、「8月号の広報に載ってますよ」と言われて、見たらちゃんと載ってました。計算してみたら、坪2万円ぐらいだったかな、そんな感じでしたけど、改めてお尋ねしてみるんですけども、この特養が建つ予定地、その土地ですけども、鑑定評価額は幾らでしょうか。売り出し価格と同じじゃないかという気はしますが、それだったらそれで結構ですから、お答えいただきたいと思います。

檀上での質問は以上です。御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議員には、いつも私が考えつかない視点での御質問をいただきます。ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目のごみの有料化による減量化についての御質問にお答えいたします。ごみ処理手数料の導入に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、環境大臣が定める国の基本方針におきましても、市町村の役割として経済的な動機づけを行うことで、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、搬出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を進めるべきであるということがうたわれております。従来から、ごみの収集処理には多額の経費がかかっております。これまでのように処理費用の全てを税金で賄うという考え方では、一般的には、その見えない負担の重さを市民の方お一人お一人に実感していただくことは難しいと考えております。この見えない負担を見える負担に変えていく、すなわち処理手数料を導入することによりまして、市民お一人お一人のごみに対する関心や意識を促し、減量化への意欲を高めることができると考えております。現在は、ごみをたくさん出す人も減量に努力されている方も負担額に差がございません。手数料を導入することにより、ごみをたくさん出す人には多く負担していただき、減量に努力された人は負担が少なくなることが公平な負担のあり方であろうかと考えております。

なお、負担していただいた手数料につきましては、ごみ減量への意識の醸成だけでなく、さらなる減量化のためのさまざまな施策に活用してまいります。

RDF施設を導入した経緯でございますが、当時、既に社会問題となっていたダイオキシン問題に対応するため、平成10年に焼却炉にダイオキシン類発生防止改修工事を行い、燃やすごみの処理を継続しておりましたが、平成15年からの法規制により、当時の施設では焼却ができなくなることとなりました。

また、市内の最終処分場の埋立が終了し、新たな最終処分場の確保が困難な状況であり、新たな処分方法の検討が大きな課題となっております。そうした中、広島県では、各市町村で行っていた燃やすごみの焼却に関し、広域でRDFを製造し、県内2カ所のRDF発電施設で焼却・発電することを計画いたしました。この計画では、RDF発電施設から排出される焼却灰の処理及び再利用が発電施設側で行われることから、市として焼却灰を処分する必要がなく、加えてダイオキシンを発生させずに固形燃料をつくって発電に利用するという循環型社会の形成にも寄与する施設を、補助金を活用して建設できるということで、本市にとってメリットが大きいと判断された計画でございました。

その後、人口規模の大きい市においては、独自に大規模な焼却施設を建設する動きがあり、県全体の計画は縮小されましたが、本市の場合、単独で焼却施設を建設しても、補助金の対象とはならない規模であったことから、広域でのRDF施設処理計画に参加し、補助金を活用して、現在のRDF施設「夢エネルギーセンター」が建設されたものでございます。

なお、本市で製造されたRDFにつきましては、チップングフィー、いわゆる処理委託費用として福山リサイクル発電所に支払っている状況であり、平成23年度においては、トン当たり1万409円を支出しております。

次に、2点目の大竹市の土地政策についての御質問にお答えいたします。

まず、都市計画道路南栄下白石線・油見中市線に係る民事訴訟についてお答えいたします。

昨年、6月定例会におきまして、「訴えの提起」の議決をいただき、8月24日に広島地方裁判所に提起をいたしました。その後、第1回目の口頭弁論が10月7日に開かれ、ことしの9月12日までに7回にわたり口頭弁論が行われました。その結果、先月11月9日に、市の勝訴という判決がおりております。このように判決までに1年以上の期間を要したのは、相手方の弁護士が決まらない。また当初の弁護士が辞任されたことによる延期など、審理が進まない状況が続いたことが一因として考えられるものでございます。

判決内容といたしましては、市の請求事項である4点のうち、1点目の「倉庫の明け渡し」、2点目の「倉庫解体のための相手方敷地内への立ち入り承諾」、3点目の「倉庫解体工事を妨害してはならない」という3点は認められました。しかしながら、4点目の「仮執行宣言」につきましては、付与されませんでした。

判決理由の中では、「当裁判所の判断として仮執行宣言は相当でないから付さない」とのみ記されており、詳細な理由につきましては、特に記載されておりません。ちなみに、仮執行宣言というのは、民事訴訟法第259条の規定により、判決が確定する前に、強制執行できるということをいいます。通常、強制執行ができるのは、判決が変更される可能性がなくなったという状態、つまり確定になってからでございます。しかし、この原則を貫いてしまいますと、執行が上訴により先延ばしにされてしまうおそれが想定されます。そこで、敗訴側には上訴の道を開く一方で、勝訴側には直ちに執行することを特に認めることで、両者の調和を図るという意味合いで設けられているものでございます。

実際に、仮執行宣言が付与される事案は限られております。一般的には、経済上の利益をもとにした権利や法律関係についての請求であること、なおかつ仮執行を許すような必要性がなければならぬとされています。この仮執行宣言の付与の判断は、裁判所に任されています。

これらのことから、今回の判決で仮執行宣言が付与されなかったことを推測いたしますと、市が所有権を有し、法務局に登録している土地及び倉庫は、仮執行をしなくても相手方が処分をしたりすることができないということが理由ではないかと考えられます。また、裁判の経過から、相手方が控訴するであろうということが予見されたことも一因ではないかと考えております。なお、控訴期限であります11月26日に相手方は控訴をしております。

次に、大願寺は鑑定評価の半額以下で売ったが、後飯谷の市有地はどうかという点についてお答えいたします。市有地の有効利用などを図るため、大竹市後飯谷1350番7ほか、合計5筆につきまして、一般公募により売却いたしました。その一連の手続でございますが、まず土地の評価について、不動産鑑定士に対し、鑑定評価を依頼し提出された鑑定評価書に基づいて、一筆ごとの評価案を設定いたしました。

その後、平成24年7月18日に開催いたしました不動産評価審議会におきまして、土地の評価についての審議が行われ、原案のとおり可決されました。売却に当たりましては、市広報8月号及び市ホームページにおきまして平成24年8月6日から8月21日までを受付期間として公募抽選方式により売却する旨を掲載いたしました。土地の面積は、345平方メ

一トールから1,323平方メートル、土地の価格は約227万円から約694万円の5筆について、公募を行ったところ1者から、5筆全てを購入したい旨、申し込みがありました。締め切り時点で、当該1者以外の応募がありませんでしたので、申込者が1名の場合、受付締め切り時点で当選したものとす公募当初に示した条件のとおり、申し込みがあった「社会福祉法人創造」に5筆全てを売却することとしたものでございます。

以上で、日域議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（西川健三） 日域議員。

○10番（日域 究） 御答弁ありがとうございました。ごみの問題というのは、正直言います非常に難しいし、地域差もあつたりいろんなものがあるんだと思いますけども、今、市長がおっしゃった御答弁の中に、経済的動機づけというのがあるんですね。経済的動機づけというのは、要するに傾けないと水は流れないよという意味だと思うんですけども、下げるか上げるか両方あると思います。それはそれとして。

水道代を値上げしたら、皆さん節水するだろうなって、最初言いましたけど、ごみというのは完全な主たるものじゃなくて従たるものですから、なかなか今の時代、何か生活をしたら自動的に発生するような仕組みになってますし難しい時代だなと思います。それを減すときに、結局、いろいろ環境整備課の方ともお話ししましたが、分別ということ、ほとんどそれだけです、切り札は。私が何番目かわかりませんが、皆さん、ごみのことを質問されましたけど、出てこなかったなと思う言葉が一つありまして、ゼロエミッションという言葉が出てきませんでしたよね。工場においてはゼロエミッションなんていうのは、結構もう一般化した言葉ですけども、極端に言えば、出てくるごみを全部分別してリサイクルすれば、ごみなくなるよねっていう、根っこにはそういう発想があるのかなという気がします。それはそれで結構なんですけども。今回、生活環境委員会が視察されたという話、私は行ってませんが、いっぱい聞きました。でも、前回、私が委員長のとときに日進市というところに行ったんです。これは、別にそのときごみ問題が俎上にあつたわけではないんですけども、あのまちが異常にリサイクルを市民がやりやすいようにしてるというので、前から知識としてありまして、あっちへ行くんやったら行ってみようかと思って、思いつきといいますかそれで行ったんですけども、今、ゆめタウンに1キロ1ポイントか何かありますけども、ああいうものが、あらゆるものが町中にあるんです。それいいねと思ったんですけども、あのとき、視察に一緒に来られた係長さんが、今回、また藤沢なんかと一緒にいかれたみたいですけども、あれが何年前だったかよく覚えてませんが、前の2年間ですから2年か3年前だったと思いますが、あれ、あの後、どういうふうにかされたのかなという気がいたします。

結局、ごみを減らすということと有料化ということと、有料化というのは要するに市にとって収入があるということですよ。さっき、いじわるな言い方して恐縮なんですけども、細川議員への市長の御答弁の中に、「ごみの値上げをすると必ず反対されます。これからは支えていく人間が減る時代ですから」というくだりがあつたんですけども、本心として、やっぱりさっきの経済的動機づけを与える上で、ごみをリサイクルしたらお金あがますというのはなかなか言いづらいから、通常の廃棄物、燃えるごみで捨てる場合には、

お金を取りますよという、そういう形でお金を取るか取らないかというところで経済的動機づけをしたいんだらうなという、私わかりますよ。反対してるわけじゃありませんけども、もう少し、有料化というときに、「それは動機づけなんだ」って、「収入増を目指したもんじゃないんだ」というのを、ちょっと私はやめていただきたいという気がするんです。「有料化というのは一石二鳥をねらったもんですよね」って、「はい」って答えてほしいんですけども。いかがでしょうか。お願いします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） いつも独特の視点でそういうふうにおっしゃられます。確かに、行政というのは建前で物事が動くという中で本音の部分で問われると、自分自身の意見の中で非常に苦しい部分がございます。議員がおっしゃるように、果たしてあれだけのわずかな金額の負担をお願いすることによって、それほど大きな影響があるのかどうかということ、やってみないとわからない不安感を持ちながらの提案であるというのは、私自身の本音でございます。でも、確実にごみを預かる者としたら、何かの手を打たないと、今のままの状況は変わらないということの大きな悩みがございます。そういう意味でお願いをして変えていこうと、意識を持っていただこうというのも、もう一点ございます。

それから、収入がふえることを大きなトータルでの今、税金の負担の中で運営している全体の費用の中で、収入の部分がそんなに大きな部分かと言いますと、決して大きな部分ではないということも、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（西川健三） 日域議員。

○10番（日域 究） 要するに、今、税金で負担している部分が大きくて、収入があるにしても、そんなものはスズメの涙ですって、私もそう思います。そう思いますから、そう意味じゃあそうなんでしょうけども、じゃあ、もとになる経費はどうなんかな。さっきダイオキシンの話、答弁いただきましたよね。そのとおりだと思います。これね、正直言って、環境省の泥縄政策ですね。そのもとにあるのは何かと、私、明確に覚えてますけども、ニュースステーションで、能勢町のダイオキシンをやったんです。ハウレンソウにダイオキシンがあるって、大騒動になりましたよね。それまで、厚生省の、それこそさっきね、ばか役人で言っちゃいけないって言われましたけど、あれはばか役人ですよ。それがために、ダイオキシンいけんと、もうその一言で全部やってしまったわけですね。大竹市の煙突を壊すんだって、大騒動でしたよね。あれだって、へ理屈みたいな、煙突壊す補助金は出さない、違うものをするときに違うものをつくる時、何とかヤードってつくりましたよね。ヤードをつくるという、そのときに煙突があったよねって言って、今あるものを壊すためにヤードつくりますって、ヤードなんて掘って小屋じゃないですか。そういうへ理屈ばかり言う国に対しては、今、選挙の最中ですけども、ちゃんと行っていきたいですね、私は。「ふざけるな」って思いますけども。それはさておいて。だから、ダイオキシンのおかげで慌ててRDFをつくったわけですね。それで、非常に高コストになってます。

で、じゃあこれから後、何年かたったら、あれを使うのを多分やめるんだらうなと思うんですけども、この次には、もちろん、ほかの自治体と一緒にする。それから、いや、単独でこのぐらいの焼却炉をつくる。いろんな方式はあるだらうという気はするんですけど

も。ごみが2割減るかどうかはさておいて、少なくとも幾らぐらいのコストで運営したいかねっていうことは想定してほしいんです。今、6万円がRDFじゃないまちに比べて5割増しだとか2倍とかいう話がありますけども、少なくとも、どこに差が、いろんな方法があつて、あるだろうけども、まず第一にコストはどう考えても今の半分よねとか、極端に言えば3分の1よねって、それを大前提に据えて、今から練りますというんならわかりますけども、何もなくてやってたら、また変なことになっても困ると思うんですけども、ぜひ、次の政策というか方式を考えるときにはちゃんと考えてほしいと思います。

RDFは、とにかく急だったからでしょうけども、あのときに一番、あの後、私議員になってから聞いて腑に落ちないのは、あの設備です。何階建てか知りませんが、上下運搬方式ですよ。よそのまちは横に行くわけですね。大竹は土地がないから上下って言うから難しいんですけども。でも、あの周り、土地がいっぱい余ってるわけですよ。そして、あれは、別の補助金を国から受けて買った土地だから使えないって、買ってしまったら大竹市の土地やろうがって、思うんですけども。あのあたり、何とかならんもんですかね。そんなんじゃあ、一般市民として、「そうですよね」って正直言いつらいですけども。それが結局、ぐるり回って財政をむしばんだり市民負担につながったりするんであれば、それはちょっと違うやろという気がしますが。そのあたりも含めて、本当にあの土地は使えなかったのかって、不思議なんですよ。ちょっとそここのところ、お尋ねしてみたいと思います。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 自分が市長に就任して尋ねて、職員のほうから「使えません」という返事を得たので、それ以上は実は追及しなかったという事情でございます。今、議員がおっしゃったように「本当か」というところを、いつも確かめるといって、まさにその視点が大切だというふうに思います。

この立場になったので、ダイオキシンの件について、余りコメントができないんですが、民間人でありましたので、あんな詐欺みみたいな法律、もう議員がおっしゃるとおりで、塩化物が全てダイオキシンだと判定されるような検査のやり方の中で物事が進むという、異常な状況がございました。ダイオキシンにつきましてもそうでございますし、その他、いろんな環境につきまして、そういうことが今、現在も起こっております。職員には、本当かということを確認しながら、ごみの処理、RDFをつくりながら結局のところ燃やして発電しているだけでございます。最初から燃やして発電しても何ら変わらないというようなことも考えながら、物事を進めていきたいというふうに思います。

○議長（西川健三） 都市環境部長。

○都市環境部長（長谷川寿男） 日域議員から、大変よいアドバイスをいただきましたので、まだ8年あるということではなくて、もう既に限られた年月でございますので、先ほどおっしゃったようにコストの目標をわきまえた上で、どの処理方法が一番適切かということ、早急に詰めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（西川健三） 日域議員。

○10番（日域 究） 結局、何て言ったらいいかな。今、ごみの話をしてるわけですけども、

ごみを処理すれば、全部リサイクルがきいて売れてコストゼロということが理想ですけど、そうはなかなかならないでしょうけども、どこかでコストが発生しますよね。そのコストを誰がどう見るかですよ。

いつも思うんですけども、「ただのランチはない」ってよく言われるんですけども、何かあれば、そこに必ず経済負担が発生しますよね。それを税金で負担したら得をしたような感覚に陥るといふ要素はあるでしょうけども、税金で負担すればただではありませんよね。かと言って、応益負担といいますか、出すやつが全部払えというの、一つの理屈ではありますけども、それもどうかと思います。そのあたり、上手に考えなくちゃいけないですし、でもそう考えたらその前にコストは低いほどいいですよ。低いほどいいって言うところについて、そこが一番、行政にとってまず一番大事なことだという気がします。

それと次は、結局、上手に処理して、例えば財政が少しでも悪くならないとか、いい方向に行けば、それは回りまわって市民のプラスになるわけですから、情けは他人のためならずという話にも通じますけども、非常に難しいんですけども、「急ぐな」とは言いませんけども、きちんと手順を踏んで、ごみの有料化ということが市長のおっしゃるか執行部のおっしゃることが真実であれば、それを少なくとも、一定以上の市民にわからせる責任はあるんじゃないかなという気がします。そのためには、やはり説明というのは上手にやってほしいと思います。

私が入山市長が市長になられた最初のころに、「由らしむべし、知らしむべからず」という話をした記憶があるんですけども、要するに、市民に言うことを聞かせばいいんであって、本当のことを言わなくてもいいという解釈ですよ、今はね、一応。そうじゃなくて、本当のことを言って、要するに皆さん、市長の子分じゃなくて市長が代表者ですから、みんなの市ですから。みんながいいようになるように市長をリーダーとして物事をやっていこうということですから。「あんたらが結局は得するんじゃないけえ、わかってちょうだいね」という論法で、私はいいと思うんですけど。ぜひそういうやり方でやってほしい。

できれば、ごみについては、もうちょっと頑張ってもらいたいという気がするんですが、これでこの分の質問を終わりたいと思います。

次の話に行きます。さっきの特養の話、申しわけないんですけど、私、考え事をしてまして、市長の答弁を聞いてなかったんですけども、特養のやつは、要するにあの金額は鑑定評価額ですよ。今回、仮執行というのがついてなかったですから、実質的に裁判は終わらずに、さっき答弁いただきましたけど、相手が控訴したということは、今からもう1ラウンドあるということですね。

ただ、私も何とかして和解ってならんかなと正直、本当に思うんですけども、なかなか手ごわい状況にあるとは思いますが。ただ、今回、仮執行がなかったからとりあえず先送りで、ある意味では経費もかかるんでしょうけども、言い方を変えれば先送りですから、たちまち次の展開はないわけですけども。もし、裁判が終わったらどうなるのかなと思いますけども、県が執行するんですよ。

私、思うのが、ちょっと懸念していることがあります。ことしの9月24日に遊川和彦さんという人がテレビに出てきて、プロフェッショナル仕事の流儀というので、私はあん

な人知りませんでしたけど、大竹の方なんですよね。それに、ああそうなんかって思うことがたくさんあるんですけども、調べてみたら、彼は私の高校の4年後輩なんです。同窓会名簿にもちゃんと名前が出てました。NHKのああいう全国放送にぼかんと出てくるわけですし、議員の皆さんが大好きな朝ドラの今の脚本家ですから有名人なんですけども。あの方のお父さんが、NHKの番組じゃあ蒸発したとか駆け落ちしたとかそんなことを言っていました。写真もたくさん出てきました。そういう状況の中で、もし強制執行というか派手なことをやれば、かなり話題になるだろうなという気もするんですけども、これが去年の段階と今の段階で大分社会的に変化したものだと思いますけども、先送りですから、もうしばらく先になるんでしょうけども、何せ小さなまちの出来事ですから、私の人生の中でも本当、強制執行といたらうちの近所で1回ありましたけど、あれ以来、経験してませんけども。できれば、和解できないかなという気がしますよね。

それと、ちょっと順番が逆転するんですけども、改めて言いますけども、あの倉庫を大竹市が収容したというのは何の根拠もない大間違い。もちろん少し安くなるということはおっしゃってますけども、前言いましたね。今の岩国大竹道路で土地をたくさん買ってますけども、家は一つも買わないですよね。家は要らない、土地を買うわけですから。解体費を渡して、持ち主に家を壊してください、壊したら解体費の残り全部をあげますよっていうやり方をやっていますよね。この白石のやつでは、大竹市が建物を収用してしまったんですよ。だから、こういう面倒くさい回りくどい裁判をしなくちゃいけないんですけども。だから、あそこの出来事については、大竹市は二重にミスを犯しているという気がします。本当に後世に大きな負担を残してくれた先輩たちだという気がいたしますけども。そのあたりについて、変な質問ですけども、もしコメントがあればお答えください。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） ぜひ御理解をいただきたいのは、今回の件につきましては、行政で決めたこと、道路を決めたことによって、市民の皆さんに大変な御迷惑をおかけしていると、あのところに道路が決まっていなかったら、そういう人生を過ごさなくても済んだ、そういうすばらしい方だというふうに思っているような次第でございます。

でも、行政で決めて道路をお願いをし、また裁判にまでかけて、そのやり方にいろんなことはあったとしても、やり方が合法的だというふうに認められた以上、行政を後に受けた者としては、そのことを執行するという役割をきちっと果たさなければならないということで、自分自身の役割として行政の正義として、実行に移させていただくと。

また、御迷惑をおかけした市民の方には、何と行政はひどいことをするのということになって決着をつけさせていただくという覚悟を持たせていただいたわけでございます。もちろん、そうなります前に、何とか「立ち退くよ」と言ってくださる、「話し合いしようよ」と言ってくださること、最後の最後まで望みを持ちながら、判決がまたおきた時点、お伺いをしたいというふうには考えております。そういう意味で、ぜひ皆様方にも御理解をいただきたいというふうに思います。やるべきことをきちっとやるということ、そのことが執行者としての、役割を持った者の役目だというふうに自分自身、理解をしております。大変、御迷惑をおかけしたことだというふうに、自分自身はあの事件については思っ

ております。以上です。

○議長（西川健三） 日域議員。

○10番（日域 究） あと、事務的なことをちょっとお尋ねするんですけども、これ裁判で勝ちますよね。最終的にあの方ですから、最後まで行くとしても三審制ですから3回目に終わりますね。そしたら、あとあそこをどうかするのは、大竹市の仕事ですよ。大竹市がみずから自分の家を、倉庫を自分で壊すわけですね。それで、第1段階が終わりますよね。

次に、あるいは代執行というんですか、代執行って、誰のかわりにするのか私、よくわかってないんですけども、それはいいとして。例えば、大竹市が身辺といいますか、大竹市が持っている倉庫とかなんとかをちゃんとして、そういう処理が終わった段階で、県にお願いするんですか。それとも、向こうは大竹の様子を見て、大竹市の処理が済んだら、もう県の意思で強制執行なり代執行ですか、行われるんですか。というのは、要するに、最後の段階で、大竹市にそのタイミングをとるといえるか、今はやめておこうとか、年が明けたらやろうとか、そういう権限というか権能というか、それは大竹市には残るんでしょうかね、この裁判が終わった後。もう県にお任せで、もちろんお願いはあると思います。行政同士ですからお願いはあると思いますけども、県にお願いして、とはいうものの、県が「やる」と言ったらやるし、県が「今やらん」って言ったらもうやれんというか、どっちなんですか、おわかりですか。

○議長（西川健三） 監理課長。

○監理課長（青森 浩） 行政代執行につきましては、従前から委員会で御説明をさせていただいておるところでございますが、県のほうは、今現在どうしますという態度は決めかねております。うちのほうは、お願いするという形でいっております。その流れの中で、民事執行の裁判を見ながら、県が市と同時に並行、裁判が和解できなかった場合ですが、民事執行と同時に並行していくのか、あるいは民事執行があった後で、改めて代執行するのかということも含めて、今、県のほうにはお願いしているという状況でございますので、今現在、果たして県がどういう形で我々とともに動いてくれるのかというのは、今現在、ちょっと定かでないという状況でございます。以上です。

○議長（西川健三） 日域議員。

○10番（日域 究） 正直、ラストシーンを考えたら、ちょっと気が重くなる場所があるんですけども、私も最近、あの議案を通した委員長ということになってますから、余り相手にしてもらえないんですけども、でも、それはそれとして、何かないかなという気がしますけども。よろしく願いますというのも変な終わり方ですけども、何とかしたいなと思いつつ私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西川健三） 以上で、一般質問を終結いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

なお、再開は2時15分から再開いたします。よろしく願います。

~~~~~○~~~~~

14時04分 休憩

14時15分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第5〔一括上程〕

認 第12号 専決処分の承認を求めることについて
（平成24年度大竹市一般会計補正予算（第3号））

議案第61号 大竹市事務分掌条例の制定について

議案第72号 平成24年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

議案第73号 平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（西川健三） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、認第12号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度大竹市一般会計補正予算（第3号））から日程第5、議案第73号平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に至る4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます

副市長。

〔副市長 大原 豊 登壇〕

○副市長（大原 豊） 認第12号、議案第61号、議案第72号及び議案第73号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、認第12号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、御説明を申し上げます。

本件は、平成24年11月16日の衆議院の解散に伴い、平成24年12月16日に第46回衆議院議員総選挙が行われることになり、その予算措置が必要となりましたが、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年11月19日付で専決処分を行いましたので、これの御承認をお願いするものでございます。

専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に1,724万6,000円を追加し、予算総額を145億3,139万6,000円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において、主に職員手当等780万9,000円、備品購入費212万4,000円、ポスター掲示場設置等委託料149万5,000円、通信運搬費139万3,000円、投開票管理者・立会人報酬126万8,000円を追加し、歳入として衆議院議員選挙費県負担金1,724万6,000円を追加したものでございます。

続きまして、議案第61号大竹市事務分掌条例の制定について御説明を申し上げます。

大竹市行財政改革の基本方針の目的であります「限られた人材・財源を有効に使い、持続可能な行政を実現することによって、総合計画を確実に実施すること」に沿って、効率的で質の高い仕事ができる組織を確立することを目指し、わがまちプラン前期基本計画における重点取組施策を推進する体制を整えるため、組織の変更を行うものでございます。

特に、市民自治、予防・健康を推進するため組織を構築するために検討を重ね、このたび現状の総務企画部、市民生活部、都市環境部の3部制から総務部、市民生活部、健康福祉部、建設部の4部制に変更するものでございます。

続きまして、議案第72号平成24年度大竹市一般会計補正予算（第4号）の予算の補正につきまして御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ9,882万3,000円を増額し、予算総額を146億3,021万9,000円にするものでございます。それでは、このたび御審議いただきます一般会計補正予算（第4号）の内容を、順に説明をさせていただきます。

初めに、このたびの補正予算は、当初予算成立後の職員の人事異動等に伴い、職員の人件費について調整の上、各費目に計上をしております。以下、この部分の説明につきましては、省略をさせていただきます。

それでは、説明の都合により、63ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費につきましては、3,353万7,000円を増額するものでございます。

内容としましては、機構改革に伴う庁舎内の整備として工事請負費及び備品購入費等を200万円、自治会倉庫として使用していた旧黒川消防屯所等の老朽化に伴う解体費用を97万7,000円計上するものでございます。

65ページからの第3款民生費につきましては、7,837万7,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、障害者自立支援特別対策事業県補助金を財源とした携帯型磁気ループシステム等の購入のための備品購入費を49万9,000円、私立保育所等の入所児童数の増加に伴う保育所運営費負担金を1,300万円、安心こども基金特別対策事業費県補助金を財源として、家庭児童相談業務用ホワイトボード購入のための備品購入費を10万円計上するものでございます。

また、商業懇話会・I F Cからコイ・こいフェスティバルチャリティーバザーの売り上げを子育て支援に役立ててほしいということで寄附の申し出がございましたので、寄附金額に合わせまして消耗品費を5万円計上するものでございます。また、生活保護に係る生活及び医療扶助が増加したことによる生活扶助費及び医療扶助費を5,992万6,000円計上するものでございます。

75ページからの第10款教育費につきましては、障害者自立支援特別対策事業県補助金を財源として、携帯型磁気ループシステム等購入のための備品購入費を49万9,000円計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、61ページからの歳入予算につきまして御説明を申し上げます。

第13款国庫支出金につきましては、4,921万9,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、歳出予算に計上されております私立保育所運営に係る国庫負担金を427万4,000円、生活保護扶助費に係る国庫負担金を4,494万5,000円計上するものでございます。

第14款県支出金につきましては、473万円の増額でございます。内容といたしましては、歳出予算に計上されております私立保育所運営に係る県負担金を246万5,000円、障害者自立支援特別対策事業に係る県補助金を100万8,000円、ひとり親家庭等医療助成に係る県補助金を112万5,000円、安心こども基金特別対策事業に係る県補助金を13万2,000円計上するものでございます。

第16款寄附金につきましては、商業懇話会・I F Cから子育て支援のための寄附金を5万円計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、このたびの補正予算における財源調整として、財政調整基金繰入金を4,482万4,000円増額するものでございます。

続きまして、58ページの第2表、債務負担行為の補正は、ごみ処理用重機の借り上げ料につきまして、平成25年度以降の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要がありますので設定するものでございます。

続きまして、議案第73号平成24年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の予算の補正につきまして御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1億7,950万8,000円増額し、予算総額を36億6,192万4,000円にするものでございます。

第1款総務費につきましては、当初予算成立後の職員の人事異動等に伴う一般職給料及び職員共済組合等負担金を135万円減額し、歳入として一般会計繰入金を同額減額するものでございます。

第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金等及び第6款介護納付金につきましては、医療費の増加に伴いそれぞれ1億6,800万円、60万1,000円、1,134万4,000円を計上し、歳入として療養給付費等負担金及び普通調整交付金をあわせて7,942万2,000円増額するものでございます。

第10款諸支出金につきましては、過年度の精算分として国庫補助金等返還金を91万3,000円計上するものでございます。

なお、歳入予算と歳出予算の差額1億143万6,000円につきましては、財政調整基金を繰り入れて対応するものでございます。

以上で、認第12号、議案第61号、議案第72号及び議案第73号の提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本4件のうち認第12号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、認第12号を採決いたします。

認第12号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、認第12号はこれを承認することに決しました。

議案第61号及び議案第72号は、総務文教委員会に付託いたします。

議案第73号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6～日程8〔一括上程〕

議案第59号 公平委員会委員の選任の同意について

議案第60号 教育委員会委員の任命の同意について

議案第69号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第6、議案第59号公平委員会委員の選任の同意についてから日程第8、議案第69号一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてに至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

○議長（西川健三） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第59号、議案第60号及び議案69号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第59号公平委員会委員の選任の同意について御説明を申し上げます。

御承知のように、公平委員会は地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。この委員のうち三輪政昭氏が12月22日をもちまして任期満了となりますので、その後任として中川保彦氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めますのでございます。

中川氏は、昭和45年4月に日本紙業株式会社に入社され、本社勤務などを経て、平成8年4月から大阪支店営業部長、平成15年3月から日本大昭和板紙株式会社大阪支店長を歴任し、平成18年6月に当社を退職後は、土佐紙業株式会社社長に就任され、平成23年6月に退職をされております。中川氏は、人格、識見ともすぐれ、委員として適任であると考えまして、御提案申し上げますのでございます。

以上で、議案第59号の御説明を終わります。

続きまして、議案第60号教育委員会委員の任命の同意について提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、5人の委

員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。この委員のうち川口真澄氏が12月10日をもって任期満了となります。

川口氏は、平成20年12月11日から大竹市教育委員会委員として、その職務に精励され、人格、識見ともすぐれ、教育行政に携わる者として申し分のない方でございますので、引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上で、議案第60号の御説明を終わります。

続きまして、議案第69号一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

私は、市の財政を目に見える形で立て直していくこと、市が直面し取り組みがおくれている重要課題を、解決に向けて進めていくことが市長としての役割と考え、課題解決に向け熱意を持って職員とともに取り組んでまいりました。

かつて、極めて厳しい状況にあった市の財政を一刻も早く改善し、「よいまちづくり」を行っていくため、市民の皆様、そして市内企業の皆様に御負担をお願いさせていただきました。市職員もまた、給与の削減措置という形により痛みを共有してまいりました。あらゆる努力をいただきまして、市の財政状況は、緩やかではございますが、改善に向かっているものと自負しているところでございます。しかしながら、東日本大震災による影響が地方にも及ぶことも予想され、依然厳しい状況にあることは変わりございません。現在、そして将来の大竹市について、危機感を共有し、この難局を乗り切るため、職員とともに一丸となって取り組むことを確認し、職員の給与につきまして、平成24年12月31日まで、6級及び7級の職員にあっては3%の削減しているものを、引き続き平成25年12月31日までとすることにつきまして、ここに御提案申し上げます。この条例の改正により、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間で約1,000万円の職員給与の削減額を見込んでおります。

以上で、議案第59号、議案第60号及び議案第69号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御同意、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本3件のうち議案第59号及び議案第60号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより本2件のうち議案第59号公平委員会委員の選任の同意についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第59号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、議案第60号教育委員会委員の任命の同意についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第60号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号はこれに同意することに決定しました。

議案第69号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9～日程第11〔一括上程〕

議案第62号 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第63号 大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例の制定について

議案第64号 大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について

○議長（西川健三） 日程第9、議案第62号大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてから日程第11、議案第64号大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定についてに至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

〔都市環境部長 長谷川寿男 登壇〕

○都市環境部長（長谷川寿男） 議案第62号、議案第63号及び議案第64号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第62号大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。大竹市のごみの現状として、一人一日当たりのごみの排出量としては、

県内平均を上回っているところがございます。また、家庭からのごみの持ち込みを無料としていることから、粗大ごみの持ち込み量は広島県平均の3倍であり、事業系を含めた粗大ごみ全体の排出量でも、県平均より3割多くなっております。現在、年間のごみの77%を占める燃やすごみには、家庭での減量効果が期待できる生ごみ類が約4割、分別を進めることにより古紙類として再資源化が期待できる紙資源が約4割含まれております。

これまでも、ごみの減量に資する施策を進め、処理経費の軽減に向けた入札による一部処理の民間委託などを実施してまいりましたが、近隣市町が粗大ごみやごみ袋に処理手数料を導入している現状から、大竹市におきましても燃やすごみ及び粗大ごみに関して、ごみの減量を進めることを目的として、ごみ処理手数料を導入するための一部改正を行うものでございます。これにより、市民の皆様が排出されるごみの量を減らそうという大きな要因となり、また同時に実施予定の生ごみ処理に対する補助の強化とリサイクルを進める施策の実施により、市全体のごみ量を削減し、将来にわたるごみ処理に必要な費用も削減できるものでございます。

また、今回の改正にあわせ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う条文の対応と、常用漢字外の字句修正、機構改革に伴う市の施設名称の変更及び所在地の表示変更、並びにごみステーションに排出された一般廃棄物の持ち去り禁止規定の導入のための改正を行うものでございます。

ごみ処理手数料に関する第24条及び別表第1につきましては、その周知期間を十分にとる目的から、平成25年10月施行を予定しているものでございます。

以上で、議案第62号の御説明を終わります。

続きまして、議案第63号大竹市廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例の制定について御説明申し上げます。

大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正に伴い、ごみ処理手数料を導入するに当たり、ごみ袋の販売方法及びごみ処理手数料の納付方法について検討いたしました。その結果、ごみ袋の販売数の把握が容易にでき、また条例で定めた料金で確実に販売できることなどにより、円滑で確実な手数料処理事務が可能となる方法として、全てのごみ袋を証紙化し、市が販売する方法とするために必要な条例を制定するものでございます。

以上で、議案第63号の御説明を終わります。

続きまして、議案第64号大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について御説明申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条が改正されたことに伴い、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で一律に定められていた、一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関する要件を平成25年4月1日までに条例で定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

なお、このことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定められていた技術管理者の資格に関する要件について、特段の事情が存在しないため、同施行規則と同様の要件とするものでございます。

以上で、議案第62号、議案第63号及び議案第64号の提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） ただいま、上程されました案件は、7日に予定される生活環境委員会への付託が予定されているんですが、昨日の私のごみ問題に関する質問の過程で、RDF施設を処理施設としている市町、その市町の処理に関する諸費用の比較検討がされておるかという質問の際に、「していない」と。これは、する必要があるのではないかという意味で聞いたんですが、検討していないということですから。その検討に値する資料の提出をしてほしいということをお願いしたいんですが、できますか。7日のことですから、急いで準備をしてもらいたいと思うんですが。

もう一つは、審議会の答申にしても市の諮問項目にしても、ごみの減量化と資源化が大きな柱になっておりますね。それで、今回、答申を受けて市民の皆さんに、一定の袋の値上げ、今度は証紙化するということが、値上げによる歳入が3,100万円見込まれるということは説明の過程で承知をしました。

それで、ごみの減量化と資源化に伴う歳出の減額はどうかということ聞いてないんですが、それはどういう見込みですか。自然発生的に、値上げをしたら減るだろうということではなくて、負担を求めてその結果としての成果は、ごみも減った、資源化も進んだ、それで処理に必要な費用がこれだけ減額されるメリットがあると、こういうことになるんだと思うんですが、それはどういう見込みになっておりますか。

それから、先ほど事務分掌条例の制定が、今、総務文教委員会に付託されたんですが、これに伴う今の環境整備課のほうで、人件費がふえるというふうな話を聞くんですが、人員配置はどうなりますか。そのことは一切、この減量化に伴う説明書の中では触れられておりません。3,100万円これだけの歳入があるから、それはこういうふうに使うんだという一覧表はもらっておりますが、事務分掌に伴う人件費の増加なり職員の配置がえによる人件費、人員配置、これはどうなるかということは、大いにこのごみのところでは大きな経費になるわけですから、そこのところはどうかはっきりさせておいてもらいたいと思うんです。

それと、もう一つ大事なことは、今回、値上げによって証紙を張るということなんですが、これは、自治法上、条例にうたうべき規定があるから、条例にちゃんとそれをうたわなければ市民に負担をさせることはできんわけよね、手数料にしても何にしても。ところが、現行の袋は、そんな条例はないよね。これは自治法との関係でどうなりますか。7日に、委員会付託されるんですから、そこで聞けばいいんですが、しかし、昨日の一般質問で、積み残した項目がたくさんあるので、委員会でも限られた回数と時間の中での審議になりますので、あえて以上の点について質問させてもらったので、御答弁をお願いします。

○議長（西川健三） 資料を出せるものについては、委員会に出せるような、課長のほうから、これとこれとこれとは説明できる資料をお願いしますということで、さっきの証紙の

分だけは、議員のほうへ説明していただければと思います。

環境整備課長。

○環境整備課長（野田英之） 1点目のRDF施設の各市町の処理費用等の資料をとということでございますが、RDFに限っての資料というものが、今まだ完全にまとまっておりません。審議会の中で検討いただいた資料のみになります。十分な資料でないかもしれません。その審議会での資料については、お出ししたいと思います。

それから、減量化・資源化に伴う歳出の減額がどうなるかということでございますが、実施計画案にほうに示させていただいております現在の処理費用の中で、2,290万円程度の減額が予想されます。

それと、人員配置については、25年度から開始したいと思っております。事前申し込みとか登録制度というものに関して、臨時職員で対応したいと考えておりますが、これはまだ決定ではございません。

それと、証紙は今現在、現行は商品として販売されております。取り決めは、ごみ指定袋の協議会でごみを指定されておまして、その商品の販売に関しては、市が関与しておりません。今回、条例制定案を上程しております証紙に関する条例をもって、手数料を入れるということで提案させていただいております。以上です。

○議長（西川健三） 山本議員にお願いいたします。山本議員も、生活環境委員会が今度、7日にございます。そういったことで、今、執行部のほうも、山本議員の一般質問での漏れと、それから常任委員会でのそういう質問等がございますので、できるだけの資料を提出していただきたいというふうにお願ひしまして、山本議員さん、よろしくお願ひします。

他に質疑はありませんか。

10番。

○10番（日域 究） 最近、委員会の資料が早く出されるようになってよかったなと思えますけども。私は、生活環境委員じゃないので、委員会には出れないんですけども、あの資料の中に、要するに法律においても産業廃棄物と一般廃棄物しかありませんね。県の条例まで行ってもそうだと思うんですけども、市の条例になって初めて、ちらっと事業系一般廃棄物という言葉があるんですけども。今ちょっと紙がどこか行ってしまったんですが、廃掃法の6条及び6条の2に、一般廃棄物においては市町村に責任があると明確に定義してありますね。にもかかわらず、いかにも事業系廃棄物は、業者にあるんだというのは、曲解されたような資料が出てますよね、きのう言いましたよね、そのことですけども。

要するに、結局、廃掃法自体がいいかげんなどころがあるんだと思えますけども、産業廃棄物と、きのう教わった話をしますよ。レストランから出てくるごみは一般廃棄物だ。そこで食事ができなくてテイクアウトオンリーといいますか、そうなったらもう産業廃棄物だ。まるでどこかの国の消費税率の違いみたいですけども、テイクアウトとそこで食べるんじゃ違うというのがありましたよね、これは余談ですけども。あんな感じになってるからだと思いますが、法律上は、産業廃棄物と一般廃棄物って線が引いてあるんですけども、その若干、不備があるんだと思えます。とは思いますが、いかにも事業系廃棄物は、市には責任がないんだという切り口であの資料がつけられているやに感じます。そういう

ねじ曲げたような資料は出さないでいただきたい。私、委員じゃありませんから、何とも言えないんですよ。そういうふうに読めますよね。ちょっとお答えいただきたいんですけども。

○議長（西川健三） 環境整備課長。

○環境整備課長（野田英之） 私どもは、事業者は、事業者が排出する廃棄物に関しては処理に責任があると。廃掃法のほうにもうたわれております。今後、市が進めていくものとして、事業系一般廃棄物をどういうふうに減量していくかという思いの中で、資料は提出させていただいておりますけれども、法律のたてりだけしか書けない部分がございます。実際には、市が運用をしまりますので、それは決めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（西川健三） 10番。

○10番（日域 究） いやいや、もちろん法のたてりしか言えないのは当たり前ですけども、「法のたてりのとおりにしてくださいね」って、私は言ってるんです。廃掃法の6条の2を朗読してもらえますか。極端に言えばそういうことですよ。どこにも事業系一般廃棄物なんて言葉はありませんからね。

この前も、協議会のときにある委員からありましたけど、もちろん市が全部責任を持って集めろって言うわけじゃありませんよ。市が責任を持って物事を決めて、それを皆さんにやってもらえばいいわけですから、責任が市にあるというのそういう意味ですよ。産廃とは違いますね。要するに、前にも1回私、一般質問でしましたけど、小さな事業所が、例えば店舗があってそこに一緒に住んでる。そのときに、燃えるごみの箱が2つあって、これが事業系の廃棄物でこれが家庭で生活した廃棄物って、ティッシュで鼻かんでどっちじゃろって思うことになるわけですよ。だから、何らかの施策を講じて、一定量のものについては、費用が同じでなければいけないとは言いません。いろんな方法があると思いますけども、建前として、事業系廃棄物は一切収集しません。ただ現実には、目こぼしをしてるんですよって言うんじゃないで、一定量のところで線を引け。そして、もちろん目方は、はかりを持っていくわけじゃないにしても、一定量の小さなお店については、許容してあげないと、いつも環境整備課の人にお目こぼしをしてもらってるっていうんじゃない、胸を張って生きていけませんよね。その一番もとになるのが廃掃法ですから、そこに一般廃棄物しかないということは、肝に銘じて物事を決めていただきたいと思っております。よろしいですよ。

○議長（西川健三） 他に質疑はありませんか。

[不規則発言あり]

○議長（西川健三） 今のは答えるような議員のなんじゃなかったからね。

○10番（日域 究） 「ね」って語尾が上がったんですけど、済みません。

○議長（西川健三） 環境整備課長。

○環境整備課長（野田英之） 来年度から、事業系の一般廃棄物については調査をいたします。その中で、一定量のものということで、市として決めさせていただきたいというふうには思っております。以上です。

○議長（西川健三） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第12 議案第65号 大竹市給食センター設置条例の制定について

○議長（西川健三） 日程第12、議案第65号大竹市給食センター設置条例の制定についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 西尾裕次 登壇〕

○教育長（西尾裕次） 議案第65号大竹市給食センター設置条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、給食センターの施設・設備につきましては、来年2月末の完成を目指して整備を進めております。工事もほぼ予定どおりに進んでいるとお聞きしております。来年度からは、この施設を使用いたしまして、大竹市内全ての小・中学校で学校給食を実施することになりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、学校教育の一環として学校給食を実施する機関として、大竹市給食センターを設置しようとするものでございます。

それでは、条例の内容について、御説明いたします。

第1条では、給食センターの設置根拠を示すとともに、その設置目的を大竹市立小学校及び中学校の学校給食の調理等を効果的かつ効率的に行うこととしております。

第2条は、給食センターの名称及び設置につきまして、正式名称を大竹市給食センターとし、その位置を大竹市小方ヶ丘1番19号とするものでございます。

第3条は、給食センターの組織といたしまして、管理のために必要な職員を置くことを規定しております。なお、給食センターが行う給食の調理業務及び給食の配送業務につきましては、外部委託により行うこととしております。

第4条では、給食センターを適正かつ円滑に運営するために、学校教育の関係者その他給食及びその実施に関して、知識または経験を有する方々で構成する運営委員会を置くこととしております。学校給食の実施に当たりましては、給食の調理配送業務のほか、実際に子供たちに食に関する指導を行う学校現場や保護者のほか、保健衛生管理などさまざまな知識経験を有する方々の御協力が必要となります。運営委員会では、これらの方々に、給食センターの運営に関する重要な事項について、御審議いただこうとするものでございます。

以上、議案第65号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第65号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第18〔一括上程〕

日程第13 議案第66号 大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

日程第14 議案第67号 大竹市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について

日程第15 議案第71号 大竹市水道条例の一部改正について

日程第16 議案第74号 平成24年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第75号 平成24年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第76号 平成24年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（西川健三） 日程第13、議案第66号大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてから日程第18、議案第76号平成24年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に至る6件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 北地範久 登壇〕

○上下水道局長（北地範久） 議案第66号、議案第67号、議案第71号、議案第74号、議案第75号及び議案第76号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第66号大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について御説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるため改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律が、平成23年8月30日に公布され、水道法第12条及び第19条が改正されまして、これまで法令で全国一律に定められていた布設工事監督者を配置する工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格について、地方公共団体が条例で定めることになったことに伴い、本条例を制定するものでございます。

なお、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格については、政令の規定を参酌すべき基準として定めることとされています。参酌すべき基準とは、地方公共団体が政令の規定を十分参照した結果として、地域の実情に応じて異なる内容を定めることも許容されているものでございます。

本条例の内容といたしましては、第2条に布設工事監督者を配置する工事を定めております。国の基準では、施行によって給水する水質に異常を来すおそれのある水道施設の新設、増設または改造工事に配置しなければならないとされていますが、これを遵守することで、水道の安全を確保できると判断いたしまして、本条例においても、国の基準どおりに定めております。

また、第3条に布設工事監督者の資格、第4条に水道技術管理者の資格を定めております。布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格につきましては、政令の基準を参酌して検討した結果、その基準を変えなければいけないほどの地域の実情が認められないことから、政令の基準どおりに条例に定めております。以上で、議案第66号の御説明を終わります。

続きまして、議案第67号大竹市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律が、平成23年8月30日に公布され、下水道法第7条及び第21条が改正されまして、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について、政令の規定を参酌すべき基準として、地方公共団体が条例で定めることになったことに伴い、本条例を制定するものでございます。先ほども、申し上げましたが、参酌すべき基準とは地方公共団体が政令の規定を十分参照した結果として、地域の実情に応じて異なる内容を定めることも許容されているものでございます。

本条例の内容といたしましては、第2条に用語の定義、第3条に排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準、第4条に排水施設の構造の技術上の基準、第5条に処理施設の構造の技術上の基準、第6条に第3条から第5条の規定の適用除外、第7条に終末処理場の維持管理を定めております。公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準につきましては、政令の基準を参酌して検討した結果、その基準を変えなければいけないほどの地域の実情が認められないことから、政令の基準と同様に条例に定めております。

最後に、本条例の経過措置でございますが、本条例の施行日に既に存する施設で、第3条から第5条までの規定に適合しない部分につきましては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例によることとなります。以上で、議案第67号の説明を終わります。

続きまして、議案第71号大竹市水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

水道条例第19条は、水道メーターの設置位置を定めたものでございますが、検針及び料金徴収などの円滑な運用を図るため、今後は、管理者が適宜その設置位置を定めようとするものでございます。また、ただし書き以降につきましては、適用事例がないため削除するものでございます。以上で、議案第71号の御説明を終わります。

続きまして、議案第74号平成24年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第75号平成24年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第76号平成24年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の概要を御説明申し上げます。

このたびの各会計の補正予算につきましては、先ほど御提案申し上げました一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）によるものと、当初予算成立後の職員の人事異動に伴います人件費の補正予算を計上するものと、公的資金補償金免除繰上げ償還の追加実施に伴います企業債の借りかえの補正予算をお願いするものでございます。

それでは、議案第74号平成24年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的支出予算の上水道事業費用に113万円を増額し、総額を5億1,450万3,000円とし、資本的支出予算から78万円を減額し、総額を1億8,552万3,000円とするものでございます。

内容といたしましては、水道事業企業職員の給与38万円、法定福利費25万円を減額し、手当98万円を増額するものでございます。これにより、資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額が78万円減額となるため、不足額の総額を1億1,393万5,000円に改め、その補填財源である過年度分損益勘定留保資金を78万円減額し、総額を4,390万3,000円に改めるものでございます。また、予算第10条の議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち、職員給与費23万円を増額し、8,816万5,000円に改めようとするものでございます。

次に、議案第75号平成24年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的支出予算の工業用水道事業費用に61万2,000円を増額し、総額を5億2,783万6,000円とするものでございます。

内容といたしましては、工業用水道事業企業職員の給与12万2,000円、手当49万円を増額するものでございます。また、予算第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち職員給与費を61万2,000円増額し、2,439万7,000円に改めようとするものでございます。

十

次に、議案第76号平成24年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的支出予算の下水道事業費用から801万6,000円を減額し、総額を7億6,459万6,000円とし、資本的収入予算に7,940万円を増額し、総額を6億7,616万3,000円とし、資本的支出予算に7,946万9,000円を増額し、総額を9億6,500万3,000円とするものでございます。

内容といたしましては、収益的支出801万6,000円、資本的支出4万1,000円の減額につきましては、下水道事業企業職員の給与457万9,000円、手当197万8,000円、法定福利費150万円を減額するものでございます。また、公的資金補償金免除繰上げ償還の追加実施に伴います企業債の借りかえにつきましては、資本的収入及び支出の予定額から、資本的収入の企業債既決予定額3億9,390万円を7,940万円増額し4億7,330万円とし、資本的支出の企業債償還金既決予定額5億5,155万4,000円を7,951万円増額し、6億3,106万4,000円とするものでございます。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額も6万9,000円増額となるため、不足額の総額を2億8,884万円に改め、その補填財源である当年度分損益勘定留保資金も6万9,000円増額し、総額を1億2,360万6,000円に改めるものでございます。また、予算第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち職員給与費を781万7,000円増額し、4,043万8,000円に改めようとするものでございます。

以上で、議案第66号、議案第67号、議案第71号、議案第74号、議案第75号及び議案第76号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西川健三） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております本6件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第19 議案第68号 大竹市の事務所の位置を変更する条例等の一部改正について**

- 議長（西川健三） 日程第19、議案第68号大竹市の事務所の位置を変更する条例等の一部改正についてを議題といたします。  
提案者から、提案理由の説明を求めます。  
総務企画部長。

〔総務企画部長 太田勲男 登壇〕

- 総務企画部長（太田勲男） 議案第68号大竹市の事務所の位置を変更する条例等の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

この改正は、町名の算用数字を漢数字に整理するため、町名を算用数字で表記しております14の条例におきまして、町名を漢数字に改めるものなどでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第68号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（西川健三） これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（西川健三） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっております議案第68号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第70号 大竹市暴力団排除条例の一部改正について

- 議長（西川健三） 日程第20、議案第70号大竹市暴力団排除条例の一部改正についてを議題といたします。
提案者から、提案理由の説明を求めます。
市民生活部長。

〔市民生活部長 塩田小百合 登壇〕

- 市民生活部長兼福祉事務所長（塩田小百合） 議案第70号大竹市暴力団排除条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、平成24年3月16日に議決していただき、4月1日から施行して

いるところでございます。このたび、平成24年8月1日に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成24年10月30日に施行されましたことに伴いまして、本条例第2条第7号に引用しております法第32条の3第1項が条項ずれをいたしましたので、その必要な改正を行おうとするものでございます。

以上で、まことに簡単ではございますが、議案第70号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第70号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第21～日程第22〔一括上程〕

議案第77号 大竹市議会会議規則の一部改正について

議案第78号 大竹市議会委員会条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第21、議案第77号大竹市議会会議規則の一部改正について及び日程第22、議案第78号大竹市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、原田 博議員。

〔議会運営委員長 原田 博議員 登壇〕

○議会運営委員長（原田 博） 議案第77号及び議案第78号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第77号大竹市議会会議規則の一部改正についてを御説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が、平成24年9月5日に公布され、一部を除き同日に施行されております。改正前の地方自治法においては、公聴会の開催、参考人の招致を明確に認めていたのは委員会でもございました。今回の改正法により、委員会のみならず本会議におきましても、公聴会の開催、参考人の招致が可能となりました。これらのことに対応するため、大竹市議会会議規則に公聴会の開催の手續などの規定を追加する改正を行うものでございます。

また、今回の改正にあわせまして、条項及び字句について整理が必要なものにつきまして、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第78号大竹市議会委員会条例の一部改正について御説明申し上げます。

改正前の地方自治法においては、委員会などの組織・運営等に関して規定をされていましたが、近年の地方の自由度を高めるという観点から、委員会に関する規定が簡素化され条例に委任をされました。このたびの条例改正は、この改正法に伴うものでございまして、その内容は常任委員の所属、特別委員の在任期間などについて定めるものでございます。

なお、本条例は、改正前の附則第1条ただし書きに規定する日から施行するものでござ

います。以上で、議案第77号及び議案第78号の提案理由の御説明を終わります。皆様方の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件を採決いたします。

本2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号及び議案第78号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 平成24年陳情第4号 大竹市総合福祉センター駐車場の確保についての陳情

○議長（西川健三） 日程第23、平成24年陳情第4号大竹市総合福祉センター駐車場の確保についての陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成24年陳情第4号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 平成24年陳情第5号 シルバー人材センター事務局体制の強化に伴う運営補助金の確保及び公共事業の発注による就業機会拡大についての陳情

○議長（西川健三） 日程第24、平成24年陳情第5号シルバー人材センター事務局体制の強化に伴う運営補助金の確保及び公共事業の発注による就業機会拡大についての陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成24年陳情第5号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により12月6日から12月13日までの8日間休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、12月6日から12月13日までの8日間休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。12月6日午前10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員協議会を、12月7日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、12月10日午前10時から岩国大竹道路対策特別委員会を、その終了後、まちづくり対策特別委員会を、12月11日午前10時から安心安全対策特別委員会を、それぞれ第一委員会室において開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま、御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

12月14日は午前10時に開会いたします。

ただいま、御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

15時23分 散会

十

+

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年12月5日

大竹市議会議長 西川 健三

大竹市議会議員 日城 究

大竹市議会議員 上野 克己

+

+

+